

予算常任委員会議事録

(令和7年3月5日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和7年3月5日（水） 午前 9時32分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委 員 長	辻本 博之	副委員長	中村 直幸
委 員	斧田 秀明		岡野 秀子
	西田いく子		松井 謙昌
	村井 浩二		早瀬 和信
	濱地 知英		
議 長	森田 忠彦		
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	自治防災課長	辻中 一嘉
副 町 長	村岡 篤	税 務 課 長	田中 信幸
教 育 長	中道 雅夫	住民人権課長	小南 紀子
政策総務部長	小角 孝彦	地域整備課長	小濱 健一
まちづくり推進部長	鳥取 勝憲	観光産業課長	木下 明紀
健康福祉部長	木村 厚江	環境農林課長	川久保みのり
地域活性化推進 担 当 部 長	堀内 孝茂	子育て支援課長	胡麻 千代
教 育 次 長	東條 信也	福祉介護課長	辻本 知也
秘書政策課長	小南 考弘	いきいき健康課長	田村 尚子
企画担当課長	杉山 裕二	保険医療課長	辻野 剛宏
総務財政課長	岡本 啓子	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部 勝浩
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小路 展裕	学務指導担当課長	竹井 輝隆
- 6 議会事務局

事 務 局 長	正野 正	書 記	木下 雄平
---------	------	-----	-------
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案第9号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）
 - (2) 議案第11号 令和7年度太子町一般会計予算

午前 9時32分 開 会

○辻本委員長 皆さん、おはようございます。

本日、予算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶をいただきます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

予算常任委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、議案第9号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）他1件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○辻本委員長 本日は全員出席されていますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件、当初予算案件が1件の計2件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

ここで、委員長より一言申し上げます。説明の中で、金額の誤りや読み飛ばし、読み間違い等があれば、記録として残りますので、委員会開催中に訂正していただきますようお願いいたします。発言者以外の方も、その点ご留意願います。

それでは、議案第9号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）、これを議題といたします。

本件について説明を求める前に、皆様にお諮りいたします。

内容の説明につきまして、それぞれ所管の歳入歳出の説明を一括して受け、その後、質疑に移りたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、一括説明を求めます。

○小角政策総務部長 おはようございます。

それでは、議案第9号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

ファイルの番号ですけれども、050901の令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）のほうをお願いいたします。

補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千2万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億144万8千円とするものでございます。

第2条の繰越明許費の補正ですけれども、5頁をお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正で、繰越明許費の追加として表を添付しております。

災害復旧事業は、災害対策に係る資機材の購入に要する経費について新たに国補助金が創設されたため、令和6年度に補正予算を計上しております。また、中学校校舎棟トイレ改修事業につきましても、令和6年度予算に対応した国庫補助事業ですが、今年度での執行が困難であることから、それぞれ翌年度へ繰り越すものでございます。

第3条の地方債の補正ですけれども、6頁をお願いいたします。

第3表、地方債補正で、地方債の追加としまして、公共土木施設災害復旧事業及び中学校校舎棟トイレ改修事業で、それぞれ借入限度額及び借入条件を定めてございます。

7頁をお願いいたします。

地方債の変更でございますが、保育所整備事業におきまして限度額を変更しております。

それでは、政策総務部が所管します補正内容についてご説明申し上げます。

補正予算書の16頁、17頁をお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。

1款、1項、1目議会費、補正額642万4千円の減額。事業別区分2、議会運営事業で、議員人件費精査による減額補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2億4千362万2千円の増額。事業別区分1、職員人件費2千63万円の増額は職員手当等で、退職者2名に対する退職手当でございます。

6、秘書人事管理事業は、国民健康保険繰入金を充当したことによる財源内訳補正でございます。

7、総務一般管理事業100万円の減額は、例規集更新業務委託料の事業費精査によ

る減額補正でございます。

８、共通一般管理事業８０万円の減額は、複写機等賃借料の事業費精査による減額補正でございます。

１３、基金積立事務事業２億２千４７９万２千円の増額は、普通交付税の追加交付分を減債基金に、決算見込みに伴う余剰金を公共施設整備基金積立金及び太子まちづくり「夢」基金へ、入湯税を環境衛生等基金へそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、２目財産管理費１２３万１千円の減額は、事業別区分１、財政管理事業で、財務書類作成支援業務委託料の入札結果による減額補正でございます。

次に、４目財産管理費９５０万円の減額は、事業別区分１、庁舎維持管理事業で、委託料で、庁舎警備委託料の入札結果による減額補正でございます。

１０目企画費９３７万３千円の減額は、事業別区分５、地域公共交通事業で、運行支援業務委託料及びコミュニティバス賃借料の事業費精査による減額補正でございます。

次頁、１８、１９頁をお願いいたします。

事業別区分９、定額減税不足給付金給付事業８０６万８千円の減額は、事業費精査による減額補正でございます。

１１目電子計算費、補正額６０万円の減額は、事業別区分５、自治体クラウド推進事業で、使用料及び賃借料で事業費精査による減額補正でございます。

２項徴税費、１目税務総務費、補正額１００万６千円の減額は、事業別区分４、町民税課税事業の町・府民税賦課事務委託料及び事業別区分５の固定資産税課税事業の路線価算定業務委託料は、事業費精査による減額補正でございます。

３項戸籍住民登録費、１目戸籍住民登録費、補正額２千８３万６千円の減額は、事業別区分２、戸籍住民登録事業の委託料並びに使用料及び賃借料は、標準化に係る戸籍情報システムと戸籍附票システムの改修及びハードウェアの整備時期に変更が生じたことによる減額補正でございます。

次頁、２０、２１頁をお願いいたします。

４項選挙費、２目町長選挙費、補正額３１４万９千円及び３目町議会議員選挙費７５９万２千円の減額は、負担金補助及び交付金で、選挙運動公費負担金の事業費精査による減額補正でございます。

５項統計調査費、１目統計調査総務費、補正額１００万円の減額は、事業別区分１、統計調査事業の報償費で、調査協力謝金の事業費精査による減額補正でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、事業別区分 8、困難女性支援事業、補正額 3 0 5 万 1 千円の減額は、報酬及び職員手当等で、事業費精査による減額補正でございます。

9、物価高騰対応重点支援事業、補正額 1 千 8 6 5 万円の減額は、新たに非課税・均等割のみ課税世帯への給付金で、給付実績による減額補正でございます。

次に、少し飛びますけれども、2 6、2 7 頁をお願いいたします。

8 款消防費、1 項消防費、2 目常備消防費、補正額 6 5 3 万 4 千円の増額は、事業別区分 1、常備消防事業の負担金補助及び交付金で、大阪南消防組合負担金の人事院勧告に伴う給与等の増額による太子町負担分の増額補正でございます。

3 目非常備消防費、補正額 3 9 万円の増額は、事業別区分 1、非常備消防管理事業の報償費で、退職消防団員の退職金で 2 0 5 万 1 千円の増額と、委託料で、消防団デジタル化業務委託の事業費精査に伴う 1 6 6 万 1 千円の減額によるものでございます。

次頁、2 8、2 9 頁をお願いいたします。

5 目災害対策費、補正額 1 千 2 8 3 万 4 千円の増額は、事業別区分 1、災害対策事業の備品購入費で、災害対策に係る資機材の購入に要する経費の増額補正で、全額、令和 7 年度に繰り越すものでございます。

3 2、3 3 頁をお願いいたします。

1 1 款公債費、1 項公債費、1 目元金、補正額 1 0 0 万円の減額は、事業別区分 1、町債元金償還事務事業で、町債元金償還金の減額補正でございます。

3 4、3 5 頁をお願いいたします。

2 目利子、補正額 5 0 万円の減額は、事業別区分 1、町債利子償還事務事業で、町債利子償還金の減額補正でございます。

続きまして、歳入でございます。1 0 頁、1 1 頁をお願いいたします。

1 款町税、5 項入湯税、1 目入湯税、補正額 1 5 0 万円の増額は、現年課税分で、太子温泉の増収見込みによる増額補正でございます。

1 1 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額 1 億 4 千 7 2 0 万 4 千円の増額は、1 2 月分の追加交付による増額補正でございます。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額 4 千 5 8 2 万 5 千円の減額は、1 節総務管理費補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2 千 6 7 1 万 8 千円及びデジタル基盤改革支援補助金 1 千 9 1 0 万 7 千円の減額でござい

ます。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、補正額194万5千円の減額は、事業費精査による困難女性支援事業費補助金の減額補正でございます。

8目消防費国庫補助金、1節消防費補助金、補正額475万6千円の増額は、消防団の力向上モデル事業補助金で166万1千円の減額と、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）で641万7千円の増額補正でございます。

12頁、13頁をお願いいたします。

16款府支出金、3項府委託金、1目総務費府委託金、補正額100万円の減額は、4節統計調査費委託金で、事業費精査による全国家計構造調査の交付金の減額補正でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額4千435万8千円の増額は、財源調整として予算措置してございます。

2目太子まちづくり「夢」基金繰入金、補正額60万円の減額は、基金充当先であります英語検定試験検定料補助金の事業費精査に伴うものでございます。

3目ふるさと太子応援基金繰入金、補正額92万6千円の増額は、基金充当先の多子世帯保育料助成金の増額補正に伴うものでございます。

14、15頁をお願いいたします。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入、補正額180万1千円の増額は、1節退職消防団員報償金等収入で、退職消防団員の報償費等でございます。

次に、22款町債、1項町債、2目民生債、1節社会福祉債、補正額3千780万円の減額、6目教育債、2節学校債で補正額4千650万円、7目災害復旧債、1節公共土木施設災害復旧債で60万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

政策総務部が所管します補正内容は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○木村健康福祉部長 続きまして、健康福祉部が所管する補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

歳出予算から説明させていただきます。補正予算書の20、21頁をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい福祉費、補正額2千82万8千円の増額は、事業別区分3、障がい者自立支援給付等事業において、障がい者の居宅介護や生活介護等サービス利用に要する給付を計上しております。

２２、２３頁をお願いいたします。

１０目国民健康保険費、補正額３４４万４千円の増額。事業別区分２、国民健康保険特別会計繰出金事業は、令和６年度分の国民健康保険基盤安定繰出金の保険料軽減分及び保険者支援分が確定したことに伴い、予算に不足が生じる２７節繰出金の保険基盤安定繰出金の保険料軽減分２５２万２千円、また、その下の保険基盤安定繰出金の保険者支援分９２万２千円、それぞれ増額するものでございます。

次に、１３目後期高齢者医療費、補正額２２９万４千円の増額。事業別区分１、後期高齢者医療特別会計繰出金事業は、医療給付費等に係る定率負担金で、２２９万４千円の増額、これは、令和５年分の後期高齢者に係る医療給付費が確定したことに伴う定率負担の精算により、負担金の追加納付の必要が生じたことによるものでございます。

２項児童福祉費、１目児童措置費、補正額８４０万円の減額は、事業別区分１、児童手当給付事業で、事業費精査に伴い、１９節扶助費の児童手当費８４０万円を減額するものでございます。

２目児童運営費、補正額９千３９２万７千円の減額は、事業別区分１、保育所運営事業、１８節負担金補助及び交付金の延長保育事業補助金１６４万６千円、保育所入所委託費２千８８３万７千円の増額。これは、令和６年人事院勧告に伴う保育所に係る公定価格が令和６年４月１日に遡及して引き上げられたことにより、予算に不足が生じる見込みとなったことから増額するものでございます。また、認可保育所施設整備補助金１億２千４４１万円は、松の木保育園園舎建て替えについて係る費用で、当初予定していた工期が４か月ずれ込んだことにより減額するものでございます。

３目、放課後児童会費、補正額２１２万２千円の減額は、事業別区分１、放課後児童会運営事業で、放課後児童会支援員の会計年度に係る人件費の精査により、１節報酬の会計年度任用職員報酬２１２万２千円を減額するものでございます。

４目、児童福祉費、補正額６６万５千円の増額は、事業別区分２、子ども・子育て支援事業、１８節負担金補助及び交付金の多子世帯保育料等助成金の２６３万３千円の増額は対象者児童が増加したことにより増額を、また、副食費補助金１９６万８千円は、対象者人数が減少したことにより減額するものでございます。

２４、２５頁をお願いいたします。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、補正額２５０万６千円の減額。このうち事業別区分２の保健衛生管理事業は、保健センターが行う各種事業に従事する

保健師等の専門職の会計年度任用職員の人件費に国民健康保険特別会計に交付される補助金を財源とする同会計からの繰入金を充当したことにより、一般財源から繰入金の財源内訳の補正を行っております。

事業別区分４、保健センター維持管理事業は、入札による落札減に伴うもので、１２節委託料の庁舎警備委託料２５０万６千円を減額しております。

２目健康管理費、補正額１６２万１千円の減額は、事業別区分６、母子保健事業で、少子化に伴う妊婦数の低迷により妊婦健康診査の受診者数が当初見込みより下回ったことで、１２節委託料の妊婦健康診査委託料を１６２万１千円減額するものでございます。

少し飛んでいただきまして、３０、３１頁をお願いいたします。

下段の９款教育費、５項幼稚園費、１目幼稚園費、補正額１千３７９万６千円の減額は、事業別区分７、預かり保育事業において、利用者数の精査により、１８節負担金補助及び交付金の子育てのための施設等利用給付費５０万円を減額するものでございます。

事業別区分８、私立幼稚園等助成事業において、利用者数の精査により、１８節負担金補助及び交付金の施設型給付負担金６６８万３千円、一時預かり負担金１８０万円及び子育てのための施設等利用給付費１９１万３千円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、１０頁、１１頁をお願いいたします。

１５款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、補正額４千７９万４千円の増額。

１節社会福祉費負担金の保険基盤安定負担金（保険者支援分）国保４６万１千円、介護給付・訓練等給付費等負担金で１千４１万４千円、それぞれの事業における歳出補正に対する国庫負担金でございます。

また、２節児童福祉費負担金で２千９９１万９千円の増額は、保育所入所委託負担金１千７１０万円、児童手当負担金１千２８０万９千円、それぞれの事業における歳出補正に対する国庫負担金でございます。

２目教育費国庫負担金、補正額３６０万９千円の減額は、認定こども園や認可外保育所の利用者数の精査により、１節教育振興費負担金の施設型給付負担金で２４０万２千円、子育てのための施設等利用給付負担金で１２０万７千円をそれぞれ減額するもので

ございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額8千564万3千円の減額のうち、2節児童福祉費補助金、地域子ども・子育て支援事業交付金75万9千円の減額は、放課後児童会支援に係る人件費の精査、また、就学前教育・保育施設型整備交付金8千293万9千円の減額は、松の木保育園の園舎建て替えにおける歳出補正に対する国庫補助金でございます。

12、13頁をお願いいたします。

16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、補正額427万7千円の減額。

1節社会福祉費負担金の保険基盤安定負担金（保険料軽減分）国保189万2千円の増額、保険基盤安定負担金（保険者支援分）国保23万1千円の増額、保険給付・訓練等給付費等負担金で520万7千円の増額は、それぞれの事業における歳出に対する府負担金でございます。

2節児童福祉費負担金の保育所入所委託費負担金の592万2千円の減額は、保育所入所委託費に対する大阪府の負担割合の精査に伴い減額するものでございます。また、児童手当負担金の568万5千円の減額は、児童手当給付事業の事業精査により児童手当費の減額をするものでございます。

2目教育費府負担金、補正額274万4千円の減額は、認定こども園や認可外保育所の利用者数の精査により、1節教育振興費負担金の施設型給付負担金で214万円、子育てのための施設利用等給付負担金で60万4千円、それぞれ減額するものでございます。

2項府補助金、2目民生費補助金、補正額75万9千円の減額。地域子ども・子育て支援金事業交付金は、国庫補助金と同様に歳出補正に対する府補助金でございます。

14、15頁をお願いいたします。

19款繰入金、2項特別会計繰入金、2目国民健康保険特別会計繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金、補正額142万3千円の増額は、一般会計において実施している国民健康保険被保険者に対する保険事業の財源として、国民健康保険特別会計に交付される保険給付費等交付金の一部を繰入れするものでございます。

健康福祉部の所管する補正予算の内容の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○鳥取まちづくり推進部長 引き続き、まちづくり推進部所管における補正予算の説明を

させていただきます。

24、25頁からお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額1千270万円の減額。これは、事業別区分3、新規就農者育成総合対策事業におきまして、新規就農者に対する経営開始支援及び経営発展支援に要する費用として、過年度からの継続者分と新規参入者分をそれぞれ見込んでの予算編成でございましたが、経営開始支援で継続中の方のうち前年度末で打ち切りとなった方が1名、経営発展支援を希望されていた方が要望を取り下げられた者が2名おられたことなど、年度内の申請状況を精査した結果、減額補正するものでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、補正額70万円の減額。これは、事業別区分2、商工業振興管理事業におきまして、創業支援補助金に対し、新規創業4件分及び空き家割増し1件分、それぞれ上限を見込んでの予算編成でございましたが、新規創業に対する申請が2件であったことなど、年度内の申請状況を精査した結果、減額補正するものでございます。

26、27頁をお願いします。

7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、補正額586万7千円の減額。これは、事業別区分4、道路用地取得事業におきまして、道路内にある民地の用地買収を見込み、鑑定委託料、分筆登記委託料及び用地購入費を計上し、土地の鑑定を行い、その結果を基に土地所有者と交渉を行いましたが、残念ながら全く応じていただけなく、買収が困難になったことに伴い、委託料100万7千円、公有財産購入費486万円をそれぞれ減額補正するものでございます。

なお、当該道路については、町道として認定し、管理区域も明確にしておりますので、今後も引き続き、太子町が道路として維持管理してまいります。

7款土木費、3項都市計画費、4目まちづくり推進費、補正額611万1千円の減額。これは、事業別区分2、安心安全まちづくり推進事業において、がけ地近接等危険住宅除却補助金及び建設補助金並びに土砂災害特別警戒区域内住宅補強設計補助金及び補強工事補助金のそれぞれの補助事業について、年度内の申請状況を精査した結果、減額補正を行うものでございます。

少し飛びまして、32、33頁をお願いします。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費の補

正は、事業別区分１、公共土木施設災害復旧事業における、一般財源より地方債への財源内訳補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。１０、１１頁をお願いいたします。

１５款国庫支出金、２項国庫補助金、５目土木費国庫補助金、補正額３０５万５千円の減額。これは、２節まちづくり推進費補助金において、歳出でご説明しましたとおり、がけ地近接等危険住宅除却補助金及び建設補助金並びに土砂災害特別警戒区域内住宅補強設計補助金及び補強工事補助金につきまして、各事業の申請状況に伴い、減額補正するものでございます。

１２、１３頁をお願いいたします。

１６款府支出金、２項府補助金、４目農林水産業費府補助金、補正額１千２７０万円の減額。これは、１節農業費補助金において、歳出でご説明いたしましたとおり、新規就農者育成総合対策事業補助金の申請状況に伴い、減額補正するものでございます。

同じく、６目土木費府補助金、補正額１５２万７千円の減額。これは、３節まちづくり推進費補助金における国庫補助金同様、がけ地近接等危険住宅除却補助金及び建設補助金並びに土砂災害特別警戒区域内住宅補強設計補助金及び補強工事補助金につきまして、各事業の申請状況に伴い、減額補正するものでございます。

以上、まちづくり推進部が所管します補正予算の説明でございます。よろしく申し上げます。

○東條教育次長 続いて、教育委員会所管の補正予算内容についてご説明申し上げます。

まず、２８頁、２９頁をお願いいたします。

９款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費、補正額２２０万円の減額。事業別区分２、教育委員会運営事業１６０万円の減額は、会計年度任用職員（介助員１１名）の報酬及び期末手当の精査によるものでございます。

次に、事業別区分４、教育振興事業６０万円の減額は、英語検定試験検定料補助金の申請状況の精査によるものでございます。

続きまして、２項磯長小学校費、１目学校管理費、補正額６０万円の減額は、事業別区分４、磯長小学校施設維持管理事業で、水道使用状況の精査によるものでございます。

次に、２目教育振興費、補正額１７０万円の減額。事業別区分１、磯長小学校教育振興事業７０万円の減額は、老朽化しているパソコン・タブレットの更新見込み台数の精査によるものとなってございます。

事業別区分3、磯長小学校就学支援事業100万円の減額は、学校給食費扶助の受給者数の精査によるものでございます。

恐れ入ります。30、31頁をお願いいたします。

3項、山田小学校費、2目教育振興費、補正額70万円の減額は、事業別区分3、山田小学校就学援助事業で、学校給食費扶助の受給者数の精査によるものとなってございます。

次に、4項、中学校費、1目学校管理費6千707万8千円の増額。事業別区分1、中学校運営事業200万円の減額、これは、35人学級を実施するため予算措置していた会計年度任用職員報酬が、大阪府の加配教員が措置されることに伴い不要となったことによるものでございます。

次の事業別区分4、中学校施設維持管理事業80万円の減額は、水道使用状況の精査によるものとなってございます。

事業別区分7、中学校校舎トイレ改修事業6千987万8千円の増額は、この間、継続して実施してまいりました学校トイレ改修事業について、中学校の1期目工事の設計業務委託及び改修工事請負費を増額するものでございます。財源には、学校施設環境改善交付金2千329万2千円と中学校校舎棟トイレ改修事業債4千650万円、これに一般財源8万6千円を措置し、繰越明許により令和7年度に実施することとしてございます。

続きまして、2目教育振興費の200万円の減額。事業別区分3、中学校就学援助事業200万円の減額は、学校給食費扶助及び修学旅行費扶助の受給者数の精査によるものとなってございます。

次に、5項幼稚園費、1目幼稚園費、1千379万6千円の減額のうち、事業別区分2、幼稚園運営事業290万円の減額は、昨年度の4月と5月に担任教員が1名不足していたこと、また、要介助幼児2名の転出に伴い介助員が1名不要となったことによる報酬及び期末手当の精査によるものでございます。

次に、恐れ入ります。32、33頁をお願いいたします。

8項文化財保護費、1目文化財保護費、補正額830万4千円の減額は、事業別区分3、国指定史跡二子塚古墳保存整備事業で、管理棟の実施設計と土質調査を一括業務として発注したことによる土質調査業務委託料の減と、整備地内の除草業務委託の施工面積の精査と落札減によるものとなってございます。

次に、2目歴史資料館費、補正額49万6千円の減額は、事業別区分3、企画展事業で、資料館改修工事の施工期間の影響による企画展の未実施に伴い、美術品の梱包輸送が不要となったことによる皆減となっております。

続きまして、歳入について説明させていただきます。恐れ入ります。10頁、11頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、補正額1千970万4千円の増額は、1節学校費補助金2千329万2千円の増額は、歳出でご説明いたしました中学校校舎棟トイレ改修事業の増額補正に伴い、学校施設環境改善交付金を増額するものでございます。

次に、2節社会教育費補助金358万8千円の減額は、歳出でご説明させていただきました国指定史跡二子塚古墳保存整備事業の減額補正に伴い、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業補助金を減額するものでございます。

恐れ入ります。14、15頁をお願いいたします。

22款町債、1項町債、6目教育債4千650万円の増額は、2節学校債4千650万円の増額、歳出でご説明いたしました中学校校舎棟トイレ改修の増額補正に伴い、中学校校舎棟トイレ改修事業債を増額するものでございます。

以上、令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）の歳出歳入の全ての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○辻本委員長 ただいま、歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 それでは、まず、補正予算書の16、17頁のほうから、総務管理費の中の積立金についての質問をしたいと思います。

こちらのほう、公共施設整備基金については1億5千万、太子まちづくり基金については5千万というふうな形での積立てなんですけれども、ある程度こういう目的を持った基金についてですので、どういうふうな将来的なことも含めて想定しての積立てなのかの説明をお願いしたいと思います。

○岡本総務財政課長 基金積立事務事業の補正予算に関するご質問なんですけれども、決算の余剰金ということで、公共施設整備基金のほうに1億5千万円積立てのほうをさせ

ていただく予定はしておるんですけれども、こちらのほうが公共施設の改修等に使用するための目的基金ということで使用させていただく基金になるんですけれども、公共施設総合管理計画の中では、現在ある公共施設を更新するにあたり、多額の費用が必要になってくるという試算のほうが出ております。

そういったことも含めまして、今後、利用させていただく基金につきましては、全てを一般財源で補填するということにはならないとは思いますが、その時々で利用できます国庫や起債等は利用させていただくんですけれども、そこで充当できない部分については措置させていただくという形で、そのときの一般会計の財政運営に影響がないようにということでこちらの基金を活用させていただく形になりますので、優先的に積立てのほうをさせていただいているという流れになっております。

もう一つ、太子まちづくり「夢」基金のほうになるんですけれども、これ、一般的に今現在、教育関係の子どもたちの補助金関係に利用のほうをさせていただいていまして、一般に英検の補助であるとか、そういうところで利用させていただいております。その基金のほうが枯渇するというか、財源のほうが少なくなってきておりますので、今後の事業継続も見込みまして、一定積み立てさせていただくという流れを取っております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。公共施設の特に新しく建てるような計画というよりも、整備のほうに重点を置いたというふうな形でのご説明だったと思うんですけれども、特に庁舎自身も今やっているような工事の形で一定の年数が来ているんですけれども、それ以外、対象となっているような公共施設のほう、説明のほうをお願いできたらと思います。

○岡本総務財政課長 公共施設の総合管理計画の中では、今あります全ての公共施設のほうに一応そのままの状態を更新するような状態の費用のほうの試算をさせていただいています。しかしながら、社会情勢によりまして、公共施設をどうしていくかというふうなことも考えながら、今後、経費のほうは検討させていただきたいなというふうには考えております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。長期的な計画の中で、財政的な運営も含めて、今後、頑張っていただけたらと思います。

続いての質問に入らせてもらいます。財産管理費の中で、入札の結果、かなり、保健

センターも含めてなんですけれども、庁舎管理のほうで減額されているということで、入札の結果だから仕方がないのかもわからないんですけど、かなり厳しい入札というんですか、たたき合いみたいなのがあったんでしょうか。

○岡本総務財政課長 入札におきましては、一定こちらのほう、仕様書等で一定の額のほうを算出させていただきまして、価格のほうは算出させていただいています。その中で一般的な競争の原理が働きまして、減額になったというふうに理解しております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。こちらのほう、工事請負費とかではなくて委託料というふうなことなのでね。最低制限価格というふうな設定もできない中では、やっぱり受けてもらった以上は最後までやってもらいたいというのがあるので、そこら辺は心配することはないということでしょうか。

○岡本総務財政課長 そのとおりでございます。

○斧田委員 ありがとうございます。

引き続き質問をお願いします。27頁の消防団のデジタル化ということをお願いしたいなと思います。こちらのほうについての減額というんですかね。事業ができなかったということなんでしょうか。ちょっと事業内容も含めて教えていただけたらと思います。

○辻中自治防災課長 消防団のデジタル化業務の内容でございますけれども、実際には消防団の方々及び事務局のスマートフォンにアプリを入れまして、参集通知であるとか参集状況の確認、出動報告の精査等を行うアプリを導入するものでございます。これ、予定どおり事業を進めておるんですけれども、当初、町内の消火栓の位置情報をデータ化するという内容も委託料に含まれておったんですけれども、そのデータが常備消防のほうにあるので、それを活用するというので、その分の金額の減額となっていることでございます。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。引き続いて同じ消防関係なんですけれども、災害対策備品のほう、まだこれから予算立てして購入のほうを図られているというふうなことだと思うんですけれども、これは具体的にどういうふうなものを対象として執行されようと思っているのか教えていただけたらと思います。

○辻中自治防災課長 今回予算化させていただいております災害対策事業ですけれども、備品の購入という形で予定しております。主にトイレ関係になりますけれども、町内の

マンホールの上に設置する便座やテント及び簡易トイレ、また、屋外に設置しますトイレの周辺で活用しますポータブル電源及びその照明、また、発電機等の購入を予定しております。

○**斧田委員** ありがとうございます。この事業というんですか、やられるときに、災害のほうに職員のほうも派遣されていたというふうなことを聞かせてもらって、職員のほうからの提案みたいなのも実現されているのではないかなというふうな話を聞かせてもらったんですけども、いかがでしょう。

○**辻中自治防災課長** 能登半島地震のほうに太子町からも職員の派遣ということで、避難所に対しての派遣を行っております。派遣をした職員の中からは、やはりトイレの問題についていろいろ報告を受けていまして、太子町のほうでもトイレの関係を中心に災害の備蓄等の強化といいますか、していく必要があると考えておるところです。

また、この財源である国の補助金のほうですけれども、この補助金の内容、目的が、安全・安心で豊かに暮らせる持続可能な地域社会をつくるため、トイレ、キッチン、ベッド、風呂等の迅速な提供ということがこの大きな補助金の目的となっております。そのトイレというところでも合致するため、今回、トイレを中心に購入しているという形になります。

以上です。

○**斧田委員** ありがとうございます。今まで中々災害地のほうに職員の派遣というのなかったのが、先ほどの説明もありましたように能登半島の時でも皆さん頑張って行っていただけるということで、国のほうというかでは、南海トラフの地震がもう80%というふうなことで発生確率が出てきているような状況ですので、また、職員の皆さんも頑張っていただけたらと思います。ありがとうございます。

一応以上で終わりで。

○**辻本委員長** ほかにございませんか。

○**中村副委員長** 教育委員会のほうの関係で、トイレ改修の約7千万円という予算を出されていますけれども、ここ近年、小学校にしろ、各種学校についても改修されてきたと思いますけれども、近年のトイレについては形状とかそういったものが改善されて、水の量が約30%から40%ぐらい削減のトイレが流行で出ております。それと、太子町の水について、カルシウム、マグネシウムがきついがために、後掃除が大変だということもあって、これについても便器の表面的な改善もされているようで、きついアルカ

リ性のものでかけるだけで、こするということはやめて、そういった掃除の形も出てきているように思いますけども。

小学校からみんなやっていって、先ほど言いましたように30%ぐらいの水の量の削減ができているということになると、今後、太子町のほうのかなりこの水の削減ということもあるんですけれども、そこらあたりの計算はどんなものでしょうか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 トイレ改修の件でございます。令和2年度から計画的にトイレ改修のほうを実施しており、令和7年、8年と2か年かけて中学校のトイレ改修で終了となります。先ほど委員おっしゃったように、実際に全て洋式化に改修しております。その洋式化に改修することで、おっしゃるように節水対策にもつながっておるというふうな形で捉えております。

今回、節水のほうにつきましては、実際に水の使用量については、学校のほうをちょっといろいろ水道料等、確認させていただいているんですけれども、パーセンテージでは、ちょっとまだ拾えてはないんですけれども、若干の効果を得ているかなというふうには考えております。

以上です。

○中村副委員長 できれば使用量についても、やはり大きな量になりますので、数字にも表れてくると思っていますので、そこらのところもちゃんとチェックしていただきたいというふうに思っております。

それと、先ほど掃除の件も言ったんですけれども、やはり一生懸命こすということは今までやってきたと思うんですけれども、そういうことではなくて、表面処理がきちりされているので、そのされた表面処理までこすって取ってしまうということになりますと、また昔のような一生懸命こすらなきゃということになると思うんですね。ですから、できるだけトイレの中の掃除についてもしっかりと勉強していただくということと、水の量も大と小で使い方によっても、これ、全然意味がないということもありますので、また生徒さん等々が完全にできたらしっかりとレクチャーして、できるだけ水についても減らしていただくようお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○松井委員 今のトイレ改修の件でちょっと追加で質問させてください。令和2年度からということでおっしゃっていましたが、その後、磯長小学校、山田小学校ということ

は、例えば磯長小学校は何年から何年度とか、ちょっと教えていただけましたら。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 まず、令和2年度から令和4年度にかけまして磯長小学校を実施しております。まず、詳細です。令和2年度につきましては、磯長小学校の北校舎、東校舎でございます。令和3年度につきましては磯長小学校の南校舎、令和4年度につきましては磯長小学校の新館となっております。次、令和5年度につきましては山田小学校の東校舎、それと、令和6年度につきましては山田小学校の南校舎となっております。先ほど申しました令和7年度につきましては中学校の本館、それと、最終年度、令和8年度につきましては中学校の新館というふうに予定してございます。

以上です。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 10頁の歳入のところの入湯税についてちょっとお聞きしたいんですけど、これ、150万円から200万円に増額ということなんでしょうけど、これは、この課税の事務手続き上はどうなのか、この納税対象者、事業所からの申告によってこうなったのか、何かの情報というのか、そのデータ、資料があつてのそういうところの補正内容なのか、ちょっとその事務手続き的なことを教えていただけませんか。

○田中税務課長 入湯税の事務手続きの件ということでございますが、今回、太子温泉さんのほうなんですけれども、令和6年1月から新たにリニューアルオープンということで開業のほうをされております。

令和6年の当初予算の頃ではあまり実績がないというところから、一応かなりのにぎわいであったということは情報は聞いておったんですけれども、まだ中々実績がない中で、それで、あと、税務課としても、情報収集といいますか、現地に赴いてどういう状況かなというのを見ながらちょっと情報収集させてもらっていたんですけれども、それを見ながら一定令和6年度の当初予算の入湯料の収入を見積りのほうはさせていただいたんですけれども、そのときで大体年間見込みで2万5千人程度かなというところで、そこもざっという形にはなってしまうんですけれども、それを見据えて実績ということで、これまでの実績を見ましたら、当然、申告に基づいてということになりますので、申告の実績の結果、今回4万5千人程度納税義務者がおられるかなというところで、今回150万円程度、大体350万円弱程度入ってくるであろうというところも見積りさせていただきまして、補正予算を組ませていただきました。

○村井委員 ちょっと確認なんですけど、入湯税の利用者さんのお一人当たりの税負担いただく額というのが、今、入湯税って150円、泊まりやったかな。宿泊で150円で、日帰りやったらとか、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

○田中税務課長 宿泊は150円で、日帰りが75円でございます。

○村井委員 ということは、太子温泉さんでは宿泊は多分行われてないのかな。車中泊というふうなブースとか施設はちょっと見るんやけど、その辺のところはちょっとよく分からへんのやけど。今までやったら施設の中での宿泊というのがあったと思うんですけど、今はやってはらへんから、日帰り入浴に対する課税のご負担いただいているということよろしいんですか。

○田中税務課長 先ほど車中泊という形でおっしゃっていただいたと思うんですけども、車中泊の方で入浴される方につきましては、150円という形で徴収のほうをさせていただいておりますので、その分を一定納税のほうをさせていただいております。

○村井委員 もちろんこれ、確認なんですけど、当該事業者さんとはちゃんと合意を取れた上での向こうから申告があったということなんでしょうけど、やっぱりその辺のところは、これだけの利用がありましたので増額納税しますということの申し出というか、そういう合意形成はしっかり取れているということよろしいですね。

○田中税務課長 開業当時に直接太子温泉のほうに出向きまして、一定の特別徴収義務者の方にご説明、こういった形で入湯税がかかりますのでよろしくお願いいたしますということで、中身から金額等、その辺も説明させていただいた上での申告納税でございます。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 続いて、この歳出のところの、ごめんなさい、21頁。物価高騰対応重点支援給付金、減額ということなんですけど、これは、精査もしくはそういうところの給付実績といったところの説明があったと思うんですけど、この給付金というところの内容の給付実績がマイナスということは、予定していた方が給付を受けられなかったのか、受けるのを拒まれたのか、そういう個々の事情があるのか。この給付金の内容からいったら減額になるのが私は理解にちょっと苦しむんですけど、その辺のところをもう一回教えてくださいませんか。

○杉山企画担当課長 こちらの物価高騰対応のほうですね。いわゆる新たな非課税もしくは新たな均等課税ということで、令和6年度に対象となった方に対して給付を行ったも

のでございますが、当初見込みを立てる中で、新たに均等割、新たに非課税になる方というところが、見込みのほうで、正直な話、正確な見込みを立てれないというところで、他市町村であるとか、そういうところの割合のほうを参考にさせていただきまして一定の見込みを立てました。ですので、今回給付のほうをさせていただきまして、実際に給付世帯のほうが見込みよりも少なかったということで今回減額補正したところがございますので、そもそもの見込みがちょっと多過ぎたというところはございまして、そのような形で今回減額補正しているところでございます。

○村井委員 これは、だから、見込みがちょっと今甘かったといったところのことは、想定したらちょっと幅広く、どれだけの方が来られるか分からへんし、予算がもうないですなんか、そんなんは言われへんのですね。

確認なんですけど、給付対象者のところが漏れがあったとか、そういうところ、本来なら給付を受けてもらわなあかん方々に、そういうところが伝わってなかった、給付していただけなかったということではないということですか。

○杉山企画担当課長 こちらの対象者の方に関しましては、一定抽出のほう、全件させていただきまして、対象のほうになる方に全て確認書のほうを送付させていただいた上で、提出いただいた方に関して給付しているという形になっております。

○村井委員 またこれ、次から、これだけの減額が出るということは、次もよく似た、その対象者の方が急激に増えるとか、そういうことはないでしょうから、ある程度の実績を踏まえつつ、やっぱりこれは物価高騰は単年度で行くだけではなくて、そのシーズンだけでもなくてね。これから今の日本の国の状況を考えたら何年か続いていくやろうからね。その給付の額なのか、対象者なのか、また、それが違う事業の内容なのかね。またその辺のところも、せっかく予算を組んでやっている中でのことなので、一人でもそういうところの享受していただいて、支援できる形の制度、また全体で考えてもらえますように、令和7年度予算のところでもそういうのはあってもいいと思いますので。このマイナスというのは、ちょっと後の施策を進めていく中で参考になると思うので、考慮してもらいますようお願いしておきます。

続けてよろしいですか。

次、25頁、新規就農の育成事業ということで、これ、毎年のところなんですけど、中々うまく行かないといったところで、一つ説明の中で1名の方が打切りになったという説明と2名の方の新規のところのことが辞退されたという説明があったんですけど

も、その打切りになった理由、もし言えるなら、辞退された理由というのがもしお分かりなら、言える範囲で教えていただけませんか。

○川久保環境農林課長 新規就農の方の、まず、打切りになった方の理由なんですけれども、令和3年度までの新規就農承認の方は最長5年間支援のほうを受けられるんですけれども、3年経過した後に目標達成できているかどうかという中間評価のほうがございます。今回継続されなかった方というのは、営農のほうは継続されているんですけれども、その目標達成まで行かなかったということで、打切りとなってございます。

新規の方、2人の方の辞退の理由なんですけど、それはちょっと把握のほうはできていません。

以上です。

○村井委員 打切りになって、中間検査というのか、審査というのか、そういうところで目標が未達成だったというところで打切りといったことなんですけど。未達成になったのは、その受給者の方の個々の努力のところなのか、そもそも計画が甘かったのか、それともその体制のところの問題なのか。その辺のところ、今どういうふうにもこの補正で上がってくるところで感じられている。原因にどういうところがあったのかというようなところがもしお分かりなら教えていただけませんか。

○川久保環境農林課長 今回の方につきましては、専業でやられているというよりも、別でお仕事がございますので、そういった関係で営農に従事する時間といいますか、売上げを達成することが難しかったというふうに聞いております。

以上です。

○村井委員 兼業でも専業でも中々難しいところもあるかと思うんですけどね。実際にこの新規の方も含めて、ずっと太子町でも何年かこれ、続けていますけどね。やっぱり太子町の農業の置かれている現状というのを考えたら、これ、やっぱり新規就農は、太子町だけ、大阪府だけの事業ではなくて、全国一律の事業だと思うんですね。そうなったときに、太子町の農地、農業の、まあ農地って言ってますけど、農地の状況とか農業の環境ですね。営農環境のところね。やっぱりそういうようなところでどうしても不利なという地域に該当しているんやろうなというようなところがね。例えばブランド力1つにしてもそうですけど。

やっぱりそういうところの、ちょっと来年度からも上がってくるのかといったところで、もう少し新規就農の方が実績を出しやすい、営農意欲をお持ちの方、専業、兼業に

かわらず、何らかの形でしっかりとしたところでこの太子町で就農についていただけますよみたいな、そういう環境づくりってすごく大事やと思うんですけど、その辺の考えは、どう考えているのか教えていただけますか。

○川久保環境農林課長 新規就農の方が入ってきやすいような、そういうような状況に持っていく方がいいですか、取組なんですけれども。太子町、大阪府、農協、地元農家さん、農業団体、相互に連携して、そういった方の伴走支援というのには力を入れているというふうに思っております。今、農業技術の習得であったりとか、先ほどのような補助金の資金の確保であったりとか、農地の確保とか、販売先とか、そういった支援体制というのは引き続き重要であるので、引き続きやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○村井委員 役所内もしくはその行政としての体制づくりだけではなくて、やっぱり地元の農家さん、今現に営農されている農家さんのご協力、やっぱりこの成功事例を見たときに、地元のお住まいの農家さんの先輩に師匠制度みたいなところのことであまり活用されて、今でも何名かの方が、ぶどう塾のところで私の師匠は春日の誰々さんですみたいな話を聞く。やっぱりそういうふうなところで技術の継承というふうなところをしつかりしてもらった上で、地元にもうまくご理解を得ながらやっていくというのをすごく気になってくるかと思うので、その辺のところも、また農業に関わる団体の方々とかご意見を聞きながら、しっかり進めてもらいますようお願いいたします。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○松井委員 今の新規就農に関連してなんですけれども、これ、打切りとか辞退とかって、いわゆる果樹とか野菜とか、そういう作物は何であったのかということと、これはもう大阪府だけの単独事業の中ですか、府支出金となっているのを思いましたら。その2点ほどちょっとお教えいただけないでしょうか。

○川久保環境農林課長 新規就農の育成総合支援事業、こちらは国の事業で、全額国の負担となっております。先ほど申し上げた打切りになった方の作物なんですけれども、それはブドウです。

以上です。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 この新規就農なんですけれども、5年やって独り立ちできたらいいなという事業

やと思うんですが、5年もやり通したところはまだないんですか。

○川久保環境農林課長 令和2年度に承認された方が、今年で5年達成されました。

以上です。

○西田委員 それが3年目の売上げも良くて、4年、5年とやっていって、その方、これから独り立ちして、太子町の農業を守ってやっていける方に育っているんですね。

○川久保環境農林課長 順調に営農を続けられているふうに聞いております。

以上です。

○西田委員 やっぱり一番太子町で収入を上げようと思ったら、本当にブドウがいいとは聞いているんですけども、こうやって農業に関心のある方、ブドウのみならず畑なんかも一緒にやっていくではないですか。そういうときに、先ほど農協さんからいろいろ聞けるとかおっしゃっていましたが、やっぱりどういう栽培したらいいかというのがよく分からなくて困っているみたいなことがあるんですけども。いろんな野菜とか作るではないですか。そういうとき聞ける場所ってどこになるんですか。

○川久保環境農林課長 大阪府の農の普及課という課がございまして、そちらがアドバイスのほうをいただいているというふうに聞いております。

以上です。

○西田委員 ちょっと分からなくて、誰に聞いたらいいのみたいな話も聞いたので、こうやってやってくれた方にたくさんいろんな情報を与えてあげて、太子町で農家を続けていこうと、農業を続けていこうと思えるように、バックアップはよろしくお願いします。

それと、下の創業支援補助金、これ、竹内街道沿いではないと駄目とか、何かいろんなやり方のやつがここにまとまったのかなとは思いますが。当初から使ったのかな。でも、減額になっているのかな。これの効果というか、どういうふうな方、創業支援補助金を使って今何をやっているか、分かっていたら教えてください。

○木下観光産業課長 創業支援につきましては、以前から委員おっしゃられた竹内街道沿いの飲食店開業補助金、こういったものがございましたけれども、そういったものを一くくりにしまして、太子町の町内であればどこで創業してもいいということで、事業のほうを今年度から改めて開始させていただいておるところでございます。

今年度につきましては、当初予算では空き家利用も含めて4件程度の事業者分の予算を想定しておりましたが、今年度につきましては2件の事業者が創業されて、その残額につきまして今回減額補正するものでございます。

以上です。

○西田委員 どこでお店をしているのかなと思うのと、やっぱり以前のときは予算がついたけど0で、大丈夫なのと言っていたやつが、一緒になって使いやすくなったのかということと、どういうところでお商売しているのかなというのを教えていただけますか。

○木下観光産業課長 2件の事業者でございますけれども、1件はキッチンカーということで、主に道の駅のほうで出店されておるところでございます。あとは、骨格調律というんですかね。骨の位置を整えるといったような事業をされておられる方が、春日のほうのお寺の中で今創業されているところでございます。

町内どこでやってもいいということで、非常に使い勝手は良くなっておると思います。今後も事業者の意見を聞きながら、使いやすい制度というのは随時見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西田委員 ありがとうございます。

そしたら、続いて、用地を購入すると言っていたのが、これ全く買収できずやったんですが。それ、説明の中で、買えなくてもこの道は通られへんようになるわけでもなく、町道としてこれからも管理していきますということなので、特に住民さんにとって何か影響があるとか、そういうことはないということですか。

○小濱地域整備課長 こちらの道路に関しましては、昭和57年から町道鹿向谷線として町道認定されておまして、不特定多数の方がご利用されているという道路ですので、本町としましては、引き続き維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○西田委員 何か制度的というか、ではどうなのかなと思うんですけれども。使えて、お金を払わなくてよくなって、何となくあまり残念感がないなと思ったので聞きました。

それと、23頁なのかな、松の木保育園の工期が4か月ずれ込んだという説明だったんですけれども、ずれ込んだ理由と、それによってきれいになる時期がずれてないのか、それを教えていただけますか。

○胡麻子育て支援課長 松の木保育園の新庁舎建て替えについて、令和6年度と7年度で予算を上げていくという予定にはしておりました。今回ずれ込んだ理由としましては、物価高騰により資材の高騰がありまして、予定価格を大幅に上回る設計になっておりましたので、その設計の見直し等をしまして契約に持っていくというところで4か月のず

れが生じております。

そのため、令和6年では工事は1%程度の工事となっていまして、着工のほうは6年度していくんですけれども、棟上げ自体が令和7年の9月になりまして、令和8年9月に完成予定ということになっておりますけれども、庁舎の開業といいますか、入所自体は令和8年から入所のほうは受け入れるということで、外構工事等が遅れてくるということになっております。

以上です。

○西田委員 新しい園舎で園児も楽しみになるんやろうけれども、そのままで、外構やから特に園児には影響ないということなんですが。設計の見直しで、結局、元の金額に合わせるために何かを削ったのか。見直しで、その分余計、国からもお金をもらっているんですよね。そういうのがたくさん入っているのか。お金の関係、ちょっと教えてください。

○胡麻子育て支援課長 設計の見直しをしたということで、やはり国の基準額というのは一定金額になってきますので、そちらのほうは大幅に上げることはできなかったですので、中身の廊下幅を少し狭くしたりだとかというところで工夫していただいたというふうには聞いております。教室自体は特段変わってはいないということです。

○西田委員 民間の保育園ですからね。太子町からその分を何か補填しますということはないということですね。

○胡麻子育て支援課長 予定した価格に合わせて予算を取っておりますので、それ以上の分については、今のところ補填するという考えはございません。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○濱地委員 24頁の、これも皆さんの言っている内容ばかりでかぶりで申し訳ないんですけれども、24頁の款項目で言いますと5の1の2、農業総務費ですね。この内容について私も疑問に感じるんですけれども。新規就農者のための対策事業としてマイナスの修正が入っていると。こちらについては、太子町の住人でないとその補助事業を受け入れないのか、太子町の中に使う田んぼがあれば利用できるのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○川久保環境農林課長 補助金の対象の方なんですけれども、町外の方も受給していただけてまして、太子町のほうに圃場があれば対象となってまいります。

以上です。

○濱地委員 では、今この事業を利用されている方は、太子町の住民の方の利用が多いのか、町外の方の利用が多いのか、どちらなのでしょう。

○川久保環境農林課長 現時点では半々になっております。

以上です。

○濱地委員 ありがとうございます。この予算、減額だけを客観的に見ますと、高齢化が進んでいるのかなと。若者の方が新規参入して農地を活発的に利用しているというふうな形には見えません。米であったり野菜の値段が上がっている、このような状況の中、積極的に土地が利用できていない、若者が農業に携わっていないというふうに見えますので、なるべく減額が起きないようなことで進めていっていただけたらと思います。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 17頁のところのさっきの基金のところ、公共施設整備基金積立金ということで1億5千万円ですか、積んでいて、これはもうずっと議会でも議論されていますように公共施設の老朽化というところの対応で積んでいくということの説明があったと思うんですけどね。公共施設といっても箱物だけではなくてね。関東のほうでも公共施設のところですごい事故というのか、事故ですね、発生したりというところで、目に見えないところの老朽化が進んでいるんやろうなというのがもうすごく行政に問われたというふうな大きな問題になっているかと思うんですけどね。

その中で、これ、積んでいくというようにと、やっぱり公共施設の整備計画のところの根本的なところと、もう一つは、太子町で別段これ、次の令和7年度の当初予算のほうで確認していかなあかんかなと思っていることなんですけど、もう1個進めているのが、今で、太子町だけが進めているのではなくて、全国、皆さん、世界で進めていきましょう、脱炭素のロードマップってあったかと思うんですね。やっぱりその環境に合った公共施設の運営の仕方、新しいエネルギー技術とか、そういうところの導入を考えていくとかね。今の説明だったら、何か箱物をそのまま修理、何やかんややっていますねみたいなところのことの説明に聞こえたんですけど。

やっぱりそういうところのことも、せっかくこれだけの積立金を積んでいく、そうやってまた後にはそういう、さっきも言いました箱物だけではないですけど、何か改善していこう、対策を進めていこうという事業があるかと思うんですけどね。またそういうところの技術的なところも率先して取り入れていかなあかんかなと思うんですけど、そういうところの現状のお考えというの、もしあれば教えていただけませんか。

○岡本総務財政課長 公共施設の基金の分についてのご質問なんですけれども、今現状、太子町としまして持っております計画のほうは、総合管理計画と個別施設計画、あと、文教施設の計画という形で、そちらの計画のほうは、実際のところ今現状ある施設をどう長寿命化して長もちさせていくかというふうな計画になっております。実際、今言われております施設の再編であるとか、委員おっしゃるような脱炭素とか、そういう形も含めた新しい計画については、今現状、太子町のほうでは持っていないというのが現状であります。

以上です。

○村井委員 中々国が進めています全国でも一部の大きなところの自治体では、やっぱりPFI事業とかいうので、都道府県単位もしくは政令指定都市のように大きな中核市、一般市であったら、そういうところの民間企業のところの直接お力添えを得ながら公共施設の管理というのに進められるところもあるんでしょうけど、本町を見たときでも、やっぱりそういうところのポテンシャルといたたらどうしても劣って、規模からいっただろうがないというところもあるかと思うんですけど。だけど、片や、さっきも言ったように脱炭素のロードマップに掲げている大きな目標がありますし、これは太子町だけが、本町、太子町だけが掲げている目標でもないのですね。やっぱりその辺のところも整合性を取って事業実施していけるような基金の積み方、積立金の積み方というのをやっぱりしっかり、ただ積むだけではなくて、その先にどういう計画でどういうことをやっていかなあかんかというのをしっかり計画を立てた上で積んでいかれているかと思うんですけど、その辺のところも留意してもらいますようお願いしておきます。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○中村副委員長 先ほどから援農云々、農業に関する質問等多かったんですけども、この前、都計審でも道の駅の問題等々もあって、お客さんは随分来られるんですけども、出荷者さん、いわゆる生産者の方が底をつきそうだというご意見もとうとう出ていたんですけども。私自身も少し家庭菜園の姉さんみたいなことをやっているんですけど、中々農業というのには長い時間が必要であって、何とかできたなと思っても、やっぱり害虫とかそういったものに一気にやられてしまう。その年は一気に駄目になってしまう。こういう非常に難しい農業に対してはかなり悔しい思いをしながらでも私自身もやっているんですけども。

この支援事業等々についても、もう少し府なり国なり、また、太子町なりがもっとも

っと応援をしないと、中々農に対する労力というのは計り知れないものがあると思っております。ですから、一度中止された方というのもおられると、悔しい思いをされていると思うんですけど、5年たってやっぱり答えが出るかどうかというような難しい問題もありますので、もう一度そこらのところをお聞かせ願いたいなと思うんですけども。

○川久保環境農林課長 新規就農者への支援というところだと思うんですけども、この制度はやはり5年たって独り立ちしていただくというところを目的にしておりますので、それ以降の町独自の支援というのは現在のところはありません。なんですが、先ほども申し上げたみたいに、大阪府とか本町においても技術的なサポートですとか、あと、伴走支援というところには力を入れてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○中村副委員長 私も府のほうに、農林のほうにかなり相談もして今までもやってきたんですけども、中々規模によったものとか、そういった育てるものによっては全然違う答えが常に出てくるということがありまして、今もおっしゃるように5年で独り立ちできるようにという、図面の上といいますか、机の上ではそういうことなんですけど、5年というのは本当に農家の方にとったらほんの1分1秒に近い。努力によって物ができるという状態なので、もう少しそこらのところの力の入れ方というのを踏み込んでいただけないかなという思いがするんですけど、どうでしょうか。

○鳥取まちづくり推進部長 確かに農業支援というのは非常に大事なものでございます。ただ、農業支援、営農という側面には、やはりその方の経営というか、やっぱり生活というのもあります。だから、それを見たときに、では、農業の経営をしている人間だけをそうやってずっと支援していくのか。建設業をやっている人間もおられます。その方の3年間、では、支援してくれとかというのもありますので。

ただ、農業という側面には、やはり先ほどから申し上げている太子町の景観ということも非常に重要なことになってきます。ですから、太子町としては、農業の支援、農業者の支援も国の補助金を与えながらやっていくのとプラス、うまく携わっていただける環境づくり、いわゆる農道であるとか水路であるとか、そういう環境づくりにも力を入れていきたいと考えております。

○中村副委員長 私も片手間にやっているんですけども、実際に農業で独り立ちできるということになりますと、本当に夢の夢といいますか。小さいときからお父さん、お母さんの背中を見て農業をずっとやってきたという方であれば、何とかそういった形には

実るかとは思いますが、やはりある程度の年齢でこれからやっていくということになったときには、やっといけるというときにはもう既に体がついていかないと、こういう状態が続いておるのが現実です。

ですから、そこを言っているだけのことで。確かにそれは限度もあります。そんなに金もあふれるほど頂けるわけではないんですけど、そうではなくて、周りからサポートということをし、金というのではなくて、そういう応援をすることによって、断念されずに何とかやっといけると。そして、先ほども言いましたように、一夜にして鳥にやられてしまうというようなことだって、本当にもうショックで、もうどうにもならんということもあるわけなんですよ。そういったことなので、金ではなくて、支援とか、みんなの声というのかね、そういったものをかける場といいますか、そういったことの応援を願えないかなということをお願いしたいんですけど。

○鳥取まちづくり推進部長 委員おっしゃるように、非常に大事なことやと思います。かく言う私もちょっとやっていますが、確かに農作物というのは1年に1回しか作れないものでございますので、失敗したら次の年まで待たないといけない。プラモデルみたいに次すぐすぐ作るわけにもいきませんので。そういうことになって断念される方も聞いております。ですので、そうならないように、私ども、できる範囲の環境整備を整えていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○岡野委員 ちょっとすみません、新参者で。農業のこと、今、新規就農者の支援のことでいろいろ出ていましたけれども、それからもう農業全体に波及するような意見も出ていましたけれども。私この太子町へ、この環境の中で子育てをしたいと思って43年前に引っ越してきたんです。今、山田小学校のそばに住んでいるんですけども、引っ越してきた当初は、畑のほうを見たらもうミカン山、柿、季節にはもうすごいなっていましたし、また、田んぼのほう、推古天皇の周りの田んぼなんか、本当に5月、6月、田植の時分が来たらもう水張り田がとてもきれいでね。

そういうのがもう今本当に畑のほうはミカン、柿はもうほとんど見られないし、こっちの田んぼの自分らの周りの田んぼは散歩に行っても、散歩につて、犬を散歩に連れていったりするときなんですけれどもね。本当に空き田んぼって、放棄地というんですか、それが増えてね、もうとっても悲しいなと。

日本の自給率が38%になってきている中で、私、とっぴなことを考えますけれども、もしこれ、戦争が起こったらアメリカからたくさん買っているでしょう、小麦やいろいろ。そんなのは一発もう止まってしまったらもうどうなるんやろうって。そんな意味からしても、せつかく土地とかあるからね。でも、若い人、いない。皆出ていくし、お年寄りの人はもうその出荷場へ持っていくのが、道の駅にも、作っているんやけれども持っていくのが大変で、近所の人に運んでもらうとか言っている人もいるしね。

もうちょっと太子町、せつかくやっぱりこういう自然豊かな耕作地もいっぱいあるしね。その辺をまた根本的に考えてみる必要もあるのと違いますかなと思います。若者の定住も一緒にね。そういう意見です。何も質問はないです。ありがとうございます。

○村井委員 これ、この議論で私が前から聞いています。現状どなたでも、町長、副町長、総務部長なのか分らないですけど、答弁はあれですけど。太子町の主な産業は、現状の太子町で主な産業は何かお答えいただけますか。

○小角政策総務部長 太子町の主な産業、以前から村井委員よくおっしゃられています農業。特に太子町の場合でしたらブドウの栽培がやっぱり大阪府下でも上位を占めているところで、やっぱりブドウが大きな産業になってくるのかなというふうには考えております。

○村井委員 私たち小さい頃、昭和40年代、50年代、違う、まあその30年代、戦後ですね。これでいったら、やっぱり太子町では採石業、金剛砂を含めたこの採石業というのが1つの大きな柱の産業やったり、今でこそもうほとんど件数は少なくなりましたけど軍手という織物産業が盛んな産業やったりといったところの高度成長期を含めたところ。今それで残ったのが、主な産業でいったらもう農業だけが主な産業と、私たちのね。これ、どこの自治体でも、主な産業はどこですかって絶対問われるとこなんですよ。自動車製造業ですとか、もっと違うとこであつたら観光業が主な産業ですとかいうところのね。主な産業が衰退してしまったらそのまちは終わりやと思うんですね。やっぱりそういうところのね、今、委員の先生方からもいろいろご質疑あつたけど、ごめん、分かりませんが、新規就農だけではなくて、やっぱりそういう今も専業でされている農家さん、また、それのできる組織のところ、また、これ、私、1つこの新規就農の受給される方だけではなくて、太子町全体でね。まずは、住民さん、子どももそうですけど、小中学生なんかいいやろうなと思うのは、やっぱり作る楽しさと育てる楽しさというのを幼いときからそういうふうに関験して喜びとして育てていくというのは、1

つその先に大きな何か光があるのではないのかなというね。まずは育てる、作る、育てる喜びという。やっぱりそれは中村委員がおっしゃったように、自然のことなので、動物、昆虫、もしくはそういう病気にかかって、災害であかんようになったとか、いろいろそういう年もあるでしょうけどね。そういう事業も伴走的なところでやっていけば、1ついい方向に進むのではないかなと思って、その辺のことも考慮してもらいますようお願いしておきます。

以上です。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 いろんな施策は、どこに重点を置くかとか、いろいろあると思うんです。子育てに頑張る太子町ということで、私、子育てに随分お金は入っているし、それで教育も充実していると思うんです。でも、太子町の山々とか土地を見渡したときに、今、農業どうなるねんということが心配されてて、うちの産業は農業ですと言っているのに、だから、子育てだけではないけど、お金を入れてきたやん、重点のところ。教育にお金を入れてきたやん。農業だけにお金を入れられへんって、そういうふうやって施策をやるのはちょっと違うと思うんです。

委員の皆さん、それぞれその時々でこの農業を憂いている話があるではないですか。新規就農、最初、予算をつけても0、0、0が続いていて、これ、使われへん施策と違うのかというのを、動き出して、この人たちがもっと農業でやっていけるようにと思っているし、その支援してねと今も意見あったのに、農業、力を入れたらいいのと違いますか。ここだけできへんのであったら、今みたいに、村井委員は種をまこうって、子どもたちが農業に。子どもたちが食べる給食、お米が手に入れへんようになって、地場産が手に入れへんようになって困っているではないですか。太子町でお米を作って給食は全部太子町のお米が使えるとか、そういう農業施策をしますとか、あると思うんですけれども、ちょっと農業に対する重要度をどう考えているのかお答え願えますか。

○鳥取まちづくり推進部長 委員おっしゃるように、農業は太子町の中心とはもちろん考えております。しかし、経営となると、やはり太子町の土地の特性というか、小さい田んぼがかなり広く分配しているような土地になっていますので、それで経営していくとなると個人では中々難しく、例えば企業が入ってもらおうとか、そういうふう誘致していかなあかん部分もあるかと思います。

ただ、ブドウに関しましては、難しいのはやはり、ご存じかと思いますが、1

年ブドウ畑をほっておいたらもう次使えなくなる。田んぼや畑は1年間置いておいても多少耕せば何とかなるんですけれども、ブドウに関してはそれができないということがございますので、その引き継ぐタイミングというのが非常に重要になってきます。ですので、その引き継ぐタイミングにつきましては、私どもとしても、マッチングみたいなのをちょっと充実させていけたらなというふうに今後考えていきたいと考えております。

また、小さい畑や田んぼにつきましては、先ほど中村委員もおっしゃったように家庭菜園的な方もおられます。ですので、今、市町村によっては、その貸し借りについても、2反以上持ってないと、2千平米の農地を持ってないと貸し借りもできないというような設定しているところもございますが、太子町ではそれを持っていません。要はゼロスタート、全く畑、農地をやっていない方でも貸し借りができるというようなシステムを取っています。それは過去から農業委員会の会長とお話ししていく中で、荒れていく農地よりは、そういう家庭菜園であってもやっぱり引き続きやっていただくというふうなことが大事やろうということをお聞きしておりますので、引き続きそういう方向でやっていきたいとは考えております。

○西田委員　こんな偉そうに言っていますけど、ほかの方のほうが農業に詳しい方、たくさんいらっしゃると思うんですけど。ちょっとお尋ねするんですけど、ブドウは1年ほっていたらもうあかんけど、田んぼ、畑は1年ほっていても全然大丈夫なものなんですか。ちょっと農業のことは分からないので教えていただけますか。

○鳥取まちづくり推進部長　かく言う私もそう詳しいわけではございませんが、基本的には、私の経験上ですけれども、ブドウに関しては本当に一旦ほっておいてもう荒れ放題になると、剪定もしなくてブドウの木自体が弱ってしまうというふうにお聞きしております。ただ、畑とか田んぼに関しては草が生えるだけですので、それを刈ってトラクター等で整地してあげて、いわゆる市販の肥料とかをまいてやれば復活するというふうには聞いております。

○西田委員　だから、知らん人がしゃべっていても駄目なので、農業に詳しい町長。町長、どうなんやろう。ちょっとお願いします。

○田中町長　農業に詳しいということではないですけれども、田んぼなんかは、その管理にもよるんですよ。作らなくても水さえ張っておけば次の年であまり影響ないとかね。それで、その場所にもよりますし、竹がどんどん生えてくるようなところは中々ね、1年ほっておくだけでもかなり次の年作りにくいというようなこともありますけれども、そ

ういったこともありますけれども、全体として、今、地域計画というのを、聖和台は農地は元々ないですから、そのほかの地域はもう全部作成させていただきました。

その中で、今後やっぱり農地の、今までは当然自分の土地で耕して、それで、その方の後継者がおったら後継者が引き継いでいただけるというような形なんですけれども、その後継者も中々いないというのはもう皆さんご存じのとおりだと思うんですけれども、そういった中で、この地域計画を策定する中で、一定程度農地を集約して、子ども、縁者にだけに頼るだけじゃなくて、いろんな形の今度就農の集約化とかいうのが今後私は進むのではないかなというふうに思っています。

ですから、人・農地プランとか春日の地区は作成させてもらって、その中で新規就農者もかなり出てきておるというところでございますが、それももうちょっと範囲を広げてやっていけたらなというふうに思っていますので、全然農業に力を入れてないということでは全くないので、今後、皆さんのお知恵もお借りしながら、できることはしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。

議案第9号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

午前11時25分 休 憩

午前11時40分 再 開

○辻本委員長 それでは、再開いたします。

議案第 11 号、令和 7 年度太子町一般会計予算、これを議題といたします。

本件について説明を求める前に、皆様にお諮りいたします。

内容の説明について、予算の概要及び所管ごとに歳入歳出の説明を受け、質疑を行います。本日は、概要説明、政策総務部等関係、健康福祉部関係を取り扱い、明日 6 日は、まちづくり推進部関係、教育委員会関係を取り扱い、全ての説明と質疑が終了した後に討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、順次説明を求めます。

それではまず、概要説明、政策総務部等関係の歳入歳出について説明を求めます。

○小角政策総務部長 議案第 11 号、令和 7 年度太子町一般会計予算の概要及び議会、会計課並びに政策総務部所管の項目につきまして、附属説明資料、予算書に基づいてご説明を申し上げます。

それでは、予算の概要につきまして、附属説明資料に基づき、まずご説明申し上げます。

ファイルですけれども、051102、附属説明資料をお願いいたします。

1 頁をお願いいたします。

第 1 表、財政規模比較表は、各会計別の予算額を記載しております。一般会計の予算総額は 70 億 9 千 7 3 2 万 8 千円で、前年度に比べ 5 億 9 2 4 万 6 千円、7.7%増額の予算規模となっております。次に、国民健康保険特別会計をはじめ、5 つの特別会計予算の総額は 32 億 2 千 9 4 4 万 7 千円で、前年度に比べ 3 千 9 9 1 万 6 千円、1.3%増額の予算となっております。

2 頁をお願いいたします。

第 2 表、歳入予算額の対前年度比較表でございますが、予算の歳入の根幹をなす 1、町税は、前年度に比べ 2 9 3 万円、0.2%減の 13 億 9 千 1 4 3 万円を計上しております。

この町税の内訳でございますが、3 頁でございます。第 3 表、町税予算額の状況をご覧ください。

1、町民税は 7 億 2 千 3 2 5 万円と、前年度に比べ 1 千 2 6 2 万円、1.8%の増。これは、個人、法人ともに、国による経済動向による今後の見込みを反映し、うち、個人につきましては、生産年齢人口の減少を考慮してございます。

2、固定資産税は、土地については地価下落を考慮し、家屋について新築及び新築軽減切れによる増を考慮したものの、償却資産などの減収により、前年度と比べ794万円、1.5%減の5億449万円を計上してございます。

3、軽自動車税は、4千509万円と、前年度に比べ79万円、1.8%の増。

4、市町村たばこ税は、前年度実績を考慮し、前年度に比べ1千万円、8.0%の減の1億1千500万円を計上しております。

5、入湯税は、前年度実績を考慮し、前年度に比べ160万円、80%増の360万円を計上しております。

2頁に戻っていただきまして、2、地方譲与税から22、町債までについては、後ほど予算書の事項別明細書により説明させていただくこととし、表の下段に記載の財源比率でございますが、自主財源が38.4%、依存財源が61.1%となっております。

次に、5頁をお願いいたします。

第5表、性質別分類表でございますが、義務的経費で32億37万1千円、前年度に比べ2億9千928万4千円、10.3%の増。

1、人件費14億2千958万1千円は、前年度に比べ1億7千351万4千円、13.8%の増。これは、会計年度任用職員関係経費及び職員人件費ともに増となったことによるものでございます。

2、扶助費14億49万円は、前年度に比べ1億4千77万円、11.2%の増。これは、障がい児通所等給付費や介護給付・訓練等給付費などの増によるものでございます。

3、公債費3億7千30万円は、前年度に比べ1千500万円、3.9%減。

4、物件費13億5千617万3千円は、前年度に比べ1億7千238万5千円、14.6%の増。これは、主に小中学校のGIGAスクール端末更新に伴う校用備品購入費や基幹系システム標準化・共通化に伴う業務委託料、新型コロナウイルスワクチン接種委託料などの増によるものでございます。

5、補助費等8億7千334万7千円は、前年度に比べ110万円、0.1%の増。これは、主に多子世帯保育料等助成金や空家バンク活用促進事業補助金などの増によるものでございます。

6、投資的経費5億8千370万7千円は、前年度に比べ6千533万3千円、12.6%増。これは、主に松の木保育園建て替えに伴う認可保育施設整備補助金や二子塚古

墳整備工事、防災公園整備工事などの影響によるものでございます。

7、その他としまして10億8千373万円は、前年度に比べ2千885万6千円、2.6%の減となっております。これは、主にふるさと太子応援基金積立金の減によるものでございます。

次の頁、6頁、7頁には、第6表、報酬の状況としまして、議会議員をはじめ、各種委員等の報酬を一覧表にまとめてございます。

8頁の第7表、地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当表には、社会福祉、社会保険、保健衛生の各事業への交付金の充当先を記載してございます。

附属説明資料の説明につきましては以上でございます。

○辻本委員長 説明の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時49分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○辻本委員長 それでは、再開いたします。

○小角政策総務部長 そうしましたら、続きまして、予算書の説明に入らせていただきます。

ファイルの番号ですけれども、051101をお願いいたします。

予算書1頁をお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額を70億9千732万8千円と定め、第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を定めており、これらの内訳として、それぞれ6頁、7頁に記載しております。

6頁をお願いいたします。

第2表、債務負担行為では、職員定期健康審査診断事業のほか、5つの事業とそれぞれの債務負担の期間及び限度額を定めてございます。

7頁をお願いいたします。

第3表、地方債では、保育所整備事業のほか、11の事業債について、それぞれ借入限度額及び借入条件を定めてございます。

それでは、8頁をお願いいたします。歳入について、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

2 款地方譲与税から 1 2 款交通安全対策特別交付金までは、令和 6 年度の決算見込み及び国が示す令和 7 年度地方財政計画などを踏まえ、それぞれの見込額を計上しております。

2 款地方譲与税につきましては、前年度に比べ 1 0 6 万 8 千円増の 3 千 6 3 0 万 9 千円を、3 款利子割交付金につきましては、前年度に比べ 6 1 0 万円増の 7 5 0 万円を、4 款配当割交付金につきましては、前年度に比べ 5 0 0 万円増の 1 千 5 0 0 万円を、5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度に比べ 1 千 2 0 0 万円増の 2 千 5 0 0 万円を、6 款法人事業税交付金につきましては、前年度に比べ 2 0 0 万円増の 1 千 8 0 0 万円を、7 款地方消費税交付金につきましては、前年度に比べ 3 千 9 0 0 万円増の 3 億 7 0 0 万円を、8 款ゴルフ場利用税交付金は、前年度から 1 0 0 万円減の 1 千 5 0 0 万円を、9 款環境性能割交付金は、前年度から 1 0 0 万円増の 1 千 1 0 0 万円を、1 0 款地方特例交付金は、前年度と同額の 1 千 1 0 0 万円をそれぞれ計上いたしております。

1 1 款地方交付税は、地方財政計画上は増額の見込みでございますが、令和 4 年度決算時の錯誤分が減額されるため、前年度と比べ 2 千万円減の 1 8 億 8 千万円を計上しております。内訳としまして、普通交付税で 1 6 億円、特別地方交付税で 2 億 8 千万円を見積もっております。

1 2 款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の 2 0 0 万円、1 3 款分担金及び負担金は、前年度に比べ 2 0 1 万 1 千円減の 3 千 5 7 9 万 1 千円を、1 4 款使用料及び手数料は、前年度に比べ 5 7 3 万 6 千円減の 7 千 9 7 0 万 6 千円をそれぞれ計上しております。

1 5 款国庫支出金は、就学前教育・保育施設整備交付金や児童手当負担金、公立大学校情報機器整備事業費補助金などの増により、前年度に比べ 3 億 4 千 3 5 0 万 5 千円増の 1 2 億 8 5 万 5 千円を計上しております。

1 6 款府支出金は、障がい児通所事業給付費負担金や介護給付・訓練等給付費等負担金、参議院議員通常選挙費委託金、特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金の増などにより、前年度に比べ 5 千 7 3 8 万円増の 6 億 1 千 7 8 2 万 9 千円を計上しております。

1 7 款財産収入は、前年度に比べ 1 千 8 3 7 万 7 千円増の 2 千 5 8 8 万 1 千円、1 8 款寄付金は、令和 6 年度実績からふるさと太子応援基金寄付金の減を見込み、前年度に比べ 5 千 1 2 5 万円減の 3 億 6 千 1 0 0 万円を計上しております。

19款繰入金は、前年度に比べ1億6千420万9千円増の7億9千181万9千円を計上しており、うち、ふるさと太子応援基金からの繰入れは、前年度に比べ1千227万1千円増の3億1千505万9千円、財政調整基金からの繰入れは、前年度に比べ2千32万8千円増の2億8千72万5千円を計上してございます。

20款繰越金は、前年度と同額の1万円を、21款諸収入は、前年度に比べ113万4千円増の4千99万8千円を計上しております。

22款町債は、保育所整備事業債や公園整備事業債など新規発行の予定ですが、イベント広場改修事業債や臨時財政対策債の減により、前年度に比べ5千860万円減の2億2千420万円を計上してございます。

それでは、38、39頁をお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。

1款、1項議会費、1目議会費、予算額9千316万2千円、前年度に比べ143万1千円の増額。

なお、事業別区分1、職員人件費につきましては、各所管の予算科目の冒頭にも記載しておりますが、職員人件費の詳細につきましては、予算書の178頁から181頁に給与費明細書を記載しておりますので、説明は省略させていただきます。後ほどご覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事業別区分2、議会運営事業7千478万2千円は、議員報酬や会議録作成業務・インターネット配信業務委託料及び政務活動費などの経費を計上しております。

2目議会広報費、予算額115万5千円、前年度に比べ14万9千円の減。議会だより年5回の発行を予定しております。

40頁、41頁をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額7億6千795万5千円、前年度に比べ793万8千円の増額。主な増額理由としまして、会計年度任用職員報酬、退職手当基金積立金及び公共施設整備基金積立金の増によるものでございます。

事業別区分2、職員研修事業236万1千円は、令和7年度職員研修計画に基づき実施する予定の研修に係る委託料や南河内郡町村職員研修協議会負担金などでございます。

3の衛生委員会事業15万4千円は、労働安全衛生法に基づく衛生委員会の運営に係る経費で、産業医の報酬などを計上してございます。

4、報酬審議会事業14万円は、議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給与の額に関する条例を議会に提出しようとする場合に開催する特別職報酬等審議会委員の報酬

でございます。

５、非常勤職員公務災害補償事業３５万５千円は、非常勤職員の公務災害認定に係る委員報酬や公務災害補償費などでございます。

６、秘書人事管理事業４千５２２万６千円は、会計年度任用職員、月給３人・時給１０人の報酬や期末手当、共済費、また、４３頁の１１節役務費の職員採用試験検査手数料、また、１２節の委託料の職員健康診断や職員厚生事業などの経費でございます。

７、総務一般管理事業３８２万７千円は、顧問弁護士の法務相談委託料、例規集の更新業務委託料などでございます。

８、共通一般管理事業７８８万６千円は、役場業務全般に使用するコピー用紙やトナー購入費、コピー機の賃借料などでございます。

４５頁でございます。

９、共通一般管理事業１４０万４千円は、各課共通の事務用消耗品や有料道路通行料などでございます。

１０、情報公開事業、１３万１千円は、情報公開審査会委員５人の報酬などでございます。

１１、行政不服審査会等運営事業６６万９千円は、審査会委員５名の報酬及び審議員の報酬などでございます。

１２、基金積立事務事業３億６千１００万円は、ふるさと太子応援基金を積み立てるもので、前年度の寄付金実績の状況を踏まえ、５千１２５万円の減で見込んでございます。

１３、基金積立事務事業４千９５８万４千円のうち、財政調整基金積立金５１０万６千円は、基金債券の運用利息を積み立てるもの、退職手当基金積立金２千２００万円は、定年退職者の見合いで計画的に積立てを行うもの、公共施設整備基金積立金１千８８７万８千円は、基金債券運用利息及び財産売却収入の見込額を見積もり、将来の公共施設の老朽化対策などに充てるもの、また、環境衛生等基金積立金３６０万円は、入湯税収入相当額を積み立てるものがございます。

１４、基金積立事務事業１１６万７千円は、財政調整基金のほか、記載の１０基金について、それぞれ定期預金の利息を積み立てるものがございます。

１５、法律相談事業２０万１千円は、法律相談弁護士委託料でございます。

４６、４７頁をお願いいたします。

2目財政管理費、予算額229万円、前年度に比べ28万1千円の減。減の主な要因は、財務書類作成支援業務委託料の減によるものでございます。

3目会計管理費、予算額494万3千円、前年度に比べ45万1千円の増。財務会計システムに係るクラウド利用料や口座振替手数料などを計上してございます。

4目財産管理費、予算額6千343万1千円、前年度に比べ1億5千157万4千円の減。減の主な要因は、庁舎改修工事の完了によるものでございます。

事業別区分1、庁舎維持管理事業4千846万2千円は、庁舎の維持管理に係る経費で電気、水道料金のほか、庁舎警備をはじめとする各種委託料を見込んでございます。

2の公用車管理事業1千79万1千円は、公用車2台の買換え及び25台の維持管理経費でございます。

48、49頁をお願いいたします。

3、町村賠償保険加入事業357万4千円は、市町村建物共済等掛金や全国町村総合賠償保険料などでございます。

4、普通財産管理事業38万5千円は、普通財産の維持管理経費や売却に係る登記測量等に必要となる委託料などでございます。

5目公平委員会費、予算額9万4千円は、南河内広域公平委員会負担金でございます。

6目自治振興費、予算額1千599万3千円、前年度に比べ99万2千円の減。

事業別区分1、表彰事業7万8千円は、表彰審査委員4人の報酬及び被表彰者記念品の経費でございます。

2、地区・町会等運営事業1千591万5千円は、区長・町会長の報償費及び地区集会所の維持管理に係る経費並びに各町会に交付する自治振興補助金の経費を計上しております。前年度からの減額は、太子地区集会所空調設備更新工事などによるものでございます。

50頁、51頁をお願いいたします。

7目交通安全対策費、予算額20万3千円、前年度に比べ1千円の微減でございます。

事業別区分1、交通安全推進事業20万3千円は、交通安全対策の推進に係る啓発物や富田林警察署管内交通安全協会負担金の経費を計上してございます。

8目防犯対策費、予算額957万7千円、前年度に比べ27万9千円の増。これは、新たに防犯対策事業の創設に伴うものなどでございます。

事業別区分1、防犯委員会事業64万9千円は、年間を通して防犯対策や活動を推進

するために必要な富田林警察署管内防犯協議会負担金や防犯委員会の助成金を計上して
ございます。

2の防犯灯維持管理事業714万1千円は、29年度に実施しました防犯灯のLED
設置工事におけるLED灯具等の1年間のリース料、町が新規に設置するLED防犯灯
の工事請負費、防犯灯の電気料金を計上してございます。

3、地域安全センター事業19万7千円は、青パト隊、見守り隊等のボランティア保
険、青パト隊員の研修に伴うバス借上料などを計上してございます。

4、防犯カメラ維持管理事業129万円は、町会と町設置のカメラの電気料金、4台
分の町会に対する防犯カメラ設置更新補助金、町会設置防犯カメラの記憶媒体への補助
金などでございます。

5、防犯対策事業30万円は、近年増加する特殊詐欺の被害から高齢者を守るため、
町において特殊詐欺等対策機器30台を購入し、高齢者に貸出しを行う事業を新たに創
設したものでございます。なお、財源内訳の府支出金12万円は、特殊詐欺対策機器普
及促進事業補助金でございます。

52、53頁をお願いいたします。

9目広報費、予算額1千177万5千円、前年度に比べ117万6千円の減。

事業別区分1、広報事業1千58万1千円は、広報紙などの発行に係る経費を計上し
ており、財源内訳の国庫支出金5万4千円は自衛官募集事務委託金、諸収入の61万4
千円は広報紙への広告掲載料でございます。

2、ホームページ管理事業119万4千円は、本町ホームページの運用に係る経費で
ございます。

10目企画費、予算額3億1千614万5千円、前年度に比べ7千109万2千円の
減。減の主な要因は、ふるさと太子応援基金寄付金事業業務委託料の減、地域公共交通
運行車両購入の皆減などによるものでございます。

事業別区分1、企画一般事業1千644万4千円は、少子化、人口減少などに対応す
るものとして、三世代同居・近居支援補助金、結婚新生活支援補助金などを計上してお
ります。財源内訳の府支出金135万円は地域少子化対策重点推進交付金で、繰入金1
千万円はふるさと太子応援基金繰入金で、三世代同居・近居支援補助金に充当するもの
でございます。

2、住民協働による地域活性化プロジェクト事業20万円は、山田だんじり祭りの運

営経費の一部を助成する地域伝統文化保存継承事業支援補助金でございます。

５５頁をお願いいたします。

３、交流推進事業１９万１千円は、奈良県斑鳩町、兵庫県太子町との太子ゆかりの地交流事業に係る経費でございます。

４、ふるさと太子応援基金寄付金事業１億８千５００万６千円は、本町へのふるさと寄付に対するお礼の贈呈品発送に係る業務委託料でございます。

５、地域公共交通事業１億４９万９千円は、地域公共交通会議５回分の委員報酬などの会議開催経費やコミュニティバスの運行に係る委託料、燃料費、太子町地域公共交通計画の目標達成に向けた各施策の支援業務委託料、また、地域公共交通活性化協議会負担金などを計上しております。

５６、５７頁をお願いいたします。

６、第６次総合計画策定事業９２４万１千円は、総合計画審議会５回分の委員報酬など会議開催経費や計画策定業務委託料などを計上しております。

７、大阪・関西万博機運醸成事業９３万４千円は、万博ＰＲノベルティグッズ費用や機運醸成イベント委託料、万博首長連合負担金を計上しております。財源内訳の府支出金４１万６千円は、大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金でございます。

８、大阪・関西万博事業３６３万円は、南河内ＬＩＶＥ ＡＲＴ ＥＸＰＯに係る委託料や市町村負担金、万博催事の出展団体への必要経費に係る補助金等を計上してございます。

１１目電子計算費、予算額１億７千８９３万２千円、前年度に比べ８千７１０万７千円の増。増の主な要因は、自治体ＤＸ推進事業に係る基幹系システム標準化・共通化業務委託料の増などによるものでございます。

事業別区分１、電算共通維持管理事業６９１万３千円のうち、１３節使用料及び賃借料のパソコン機器賃借料４８３万３千円は、毎年計画的に購入してきました業務用パソコンについて、一括で賃貸借契約を行うための費用でございます。

２、情報施策推進事業２千２７７万１千円は、庁内無線ＬＡＮ環境整備に要する経費を見込んでいるほか、インターネットやセキュリティ対策、ＬＧＷＡＮなどに係る通信費やプログラム保守委託料及びプログラム賃借料などでございます。

５８、５９頁をお願いいたします。

３、社会保障・税番号制度システム管理事業１千２０２万７千円は、自治体中間サー

バー・プラットフォームの整備・運用に係る委託料、負担金及び電算システム等の賃借料でございます。

4、情報セキュリティ強化対策事業390万6千円は、情報システム強化に係る保守委託料などでございます。

5、自治体クラウド推進事業3千703万1千円は、基幹系情報システムを利用するための機器の賃借料及びクラウド利用料でございます。

6、自治体DX推進事業9千628万4千円は、基幹系システム標準化・共通化やガバメントクラウドに係る業務委託料などでございます。

12目人権啓発費、予算額589万3千円、前年度に比べ66万1千円の増。

事業別区分1、人権啓発事業567万3千円は、第2次人権行政基本方針及び推進プランが中間期を迎えることから、改定業務に係る委託料、本町人権協会への補助金や人権啓発施策の推進に係る経費を計上しております。財源内訳の府支出金20万円は、人権啓発活動委託金でございます。

60頁、61頁をお願いいたします。

2、男女共同参画推進事業22万円は、男女共同参画の推進に係る経費を計上しております。

2項徴税費、1目税務総務費、予算額1億1千271万6千円、前年度に比べ1千971万2千円の増。

事業別区分1、職員人件費6千728万円の財源内訳の府支出金1千718万円は、府民税徴収事務委託金でございます。

63頁をお願いいたします。

2、固定資産税評価審査委員会運営事業4万8千円は、固定資産税評価審査委員3名の報酬などでございます。

3、徴税総務事業588万8千円は、納税通知書等の封筒などの作成や税務全般の課税事務、地方税共同機構分担金などでございます。

4、町民税課税事業709万1千円は、個人、法人に係る住民税の賦課事務委託料や納税通知書等の郵便料でございます。

5、固定資産税課税事業1千604万9千円は、固定資産税の賦課事務、令和9年度の評価替えに係る路線価算定業務や鑑定評価業務の委託料などでございます。

6、軽自動車税課税事業177万2千円は、軽自動車税の賦課事務委託料などござ

います。

64、65頁をお願いいたします。

7、町税収納整理事務事業1千357万1千円は、町税の償還金や督促状などの郵便料、コンビニ等収納代行業務や口座振替伝送業務の委託料などでございます。

8、国税連携システム管理事業101万7千円は、国税等との連携システムの維持管理経費でございます。

3項、1目戸籍住民登録費、予算額1億976万5千円、前年度に比べ1千104万2千円の増。

事業別区分1、職員人件費5千473万円の財源内訳の国庫支出金18万8千円は中長期在留事務委託費交付金、府支出金の138万9千円は、総合相談事業交付金及び人口動態統計調査費交付金、使用料・手数料の457万3千円は、戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明などの交付手数料でございます。

67頁をお願いいたします。

2、戸籍住民登録事業4千20万円は、戸籍、住民基本台帳、住基ネットワーク、住民票等のコンビニ交付など、電算システムの運用などに係る経費でございます。財源内訳の国庫支出金2千3万円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及びデジタル基盤改革支援補助金でございます。

3、マイナンバーカード交付事業1千16万4千円は、マイナンバーカードの交付に係る会計年度任用職員3名分の報酬等の経費で、財源内訳の国庫支出金1千16万4千円は、マイナンバーカード交付事務費補助金でございます。

68、69頁をお願いいたします。

5、旅券事務事業137万5千円は、富田林市への旅券発給業務委託料で、財源内訳の府支出金58万2千円は、旅券事務交付金でございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、予算額30万6千円は、選挙管理委員会委員4名の報酬等、委員会の運営に係る経費でございます。

2目参議院議員通常選挙費、予算額1千212万9千円は、令和7年7月28日任期満了の参議院議員通常選挙に係る経費となっております。

70頁、71頁をお願いいたします。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、予算額950万7千円、前年度に比べ565万9千円の増。増の主な要因ですが、国勢調査に係る経費で、財源は全額、府の統計調

査費委託金でございます。

72、73頁をお願いいたします。

6項、1目監査委員費、予算額34万9千円は、監査委員の報酬でございます。

75頁になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、事業別区分8、困難女性支援事業、予算額785万9千円は、複合的な課題を抱える困難な女性に対し、見守りや相談サービスへのつなぎ等の支援を行うため、会計年度任用職員2名分の報酬等の人件費で、財源内訳の国庫支出金392万7千円は、困難女性支援事業費補助金でございます。

少し飛びまして、130頁、131頁をお願いいたします。

8款、1項消防費、2日常備消防費、予算額2億1千381万9千円、前年度に比べ307万1千円の増。増額の要因は、大阪南消防組合への負担金の増額などによるものでございます。

事業別区分1、常備消防事業2億1千381万9千円は、大阪南消防組合の負担金、消火栓の新設及び修繕の経費などを計上してございます。財源内訳の府支出金26万4千円は、消防費補助金の移譲事務交付金でございます。

3目非常備消防費、予算額1千982万1千円、前年度に比べ412万5千円の減。これは、備品購入費で増額があるものの、消防操法大会事業費の皆減などによる減額によるものでございます。

事業別区分1、非常備消防管理事業1千527万3千円は、消防団員の年間報酬や火災等出動報酬など、消防団活動に必要な経費を計上しております。財源内訳の諸収入215万円は、退職消防団員報償費等200万円及び消防団員福祉共済入院見舞金15万円でございます。

132、133頁をお願いいたします。

2の消防資機材整備事業454万8千円は、消防団の消防活動時の消耗品費、資機材車やポンプ車の燃料費、車検等費用を見込んでございます。また、備品購入費としまして、更新計画に基づき小型ポンプの購入費を計上しております。財源内訳の地方債は、備品購入に充てるものでございます。

5目災害対策費、予算額1千307万9千円、前年度に比べ2千804万6千円の減。これは、大阪府衛星無線等再整備工事負担金が増加したものの、防災行政無線情報伝達強化工事の皆減によるものでございます。

事業別区分１、災害対策事業１千３０７万９千円は、戸別受信機のアンテナ設置工事等、町防災行政無線などの維持管理に関する事業で、その他災害対策に必要な経費を計上してございます。

１７４、１７５頁をお願いいたします。

１１款、１項公債費、１目元金、予算額３億５千万円、前年度に比べ１千７００万円の減となっております。

１７６、１７７頁をお願いいたします。

２目利子、予算額２千３０万円、前年度に比べ２００万円の増となっております。この要因は、新発債の金利の上昇を見込んでいるためでございます。

１２款、１項予備費、１目予備費３００万円、前年度と同額を計上しております。

議会事務局、会計課及び政策総務部所管の歳入歳出の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○辻本委員長 ただいま、概要説明、政策総務部等関係の歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 まず初めに、附属説明資料の中の５頁のほうからの質問になります。この中で、人件費のほうが１３．８％の増だというふうな形だったんですけれども、それを引き上げた要因というんですか。今回、人事院勧告も大きかったというふうなことがあるかと思うんですけれども、説明のほうをお願いできたらと思います。

○小南秘書政策課長 人件費の主な増額の要因ですけれども、委員おっしゃられましたとおり人勧に係る分の増額、あと、先日説明のほうをさせていただきました会計年度職員の勤勉手当のほうですね。こちらのほうを令和７年度から支払いという形でさせていただきたく、予算のほうを計上させていただいた分が増額になっております。

○斧田委員 ありがとうございます。中々人件費を上げて人も雇えるかどうかとか、来てもらえるかどうかは非常に厳しい環境だなというふうに私らも聞いているんですけれども、ぜひまた頑張っていただけたらと思います。

引き続いて、次は予算書のほうですけれども、まず事項別の歳入のところで、地方交付税の説明があったんですけれども、その中で２千万円ほど減額している要因として、錯誤があったというふうな説明があったと思うんですけれども、どういうふうな錯誤で

2千万円減ることになったか、説明のほうをお願いしたいと思います。

○岡本総務財政課長 地方交付税の今回予算計上させていただいている分につきまして、錯誤分のほうを減額させていただいて予算額のほうが減という状況になっている理由なんですけれども、先ほど説明にもありましたように、令和4年度の交付税の算定の申請の際に基準財政需要額のほうの単位誤りがありまして、そちらで1億2千800万円を多く頂いていたという形になっておりまして、同年に減債基金のほうに積み立てさせていただきまして、今回この令和6年度にその錯誤分の検査という形で、令和7年度に相殺されまして交付税が減額されるという形になっておりますので、こういう形の予算になっております。

以上です。

○斧田委員 そういう説明をいただくということで、結局、何年か前に手続きの上で数値を間違えて入れたのが、今回それを精算するというんですか、そういうふうな形になったということよろしいですね。

○岡本総務財政課長 おっしゃるとおりでございます。

○斧田委員 ありがとうございます。中々大変な仕事というか、気をつけていかないことなので、これからもよろしくお願いします。

引き続いて、基金の運用というので、以前に、今まででしたら身近な金融機関だけというんですか、定期預金による運用ぐらいしかされてなかったと思うんですけれども、予算書では、そういうふうなのでこれだけ伸びたというふうなのが出てくる窓口というのは特にないのでしょうか。

○岡本総務財政課長 今まで基金のほうにつきましては、おっしゃるとおり定期預金という形での運用のほうをさせていただいていたんですけれども、令和5年度から債券運用のほうでさせていただく形になっておりまして、実際今回の予算書の31頁のところに運用益という形で757万4千円のほうを計上させていただいております、こちらのほうが7年度実際に運用した分の収益という形で見込んでおります。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。中々ちょっと理解ができてなかったの。一般で行っている基金の普通利息的な部分のやつとはまた別だということよろしいんですね。

○岡本総務財政課長 そうですね。予算書のほうで基金の積立金利子という分と基金運用収入という形で、別立てで予算計上させていただいております。

○斧田委員 ありがとうございます。分かりました。

引き続きまして、49頁なんですけれども、公用車のほうなんですけれども、久しぶりに何か買ってもらったみたいな形で、2台これから予算化されているということなんですけど、これはどういうふうな種類というんですか、用途の公用車を買われようとしているんですか。

○小路会計管理者兼会計課長 1台は、6年度、7年度の方で軽トラックということで上げさせていただいている分があるんですけれども、7年度につきましては、プリウスが車検を迎えるという形で、継続して今14年ぐらいになっているんですけれども、結構距離数もありますので、ハイブリッドの部分をちょっと考えておりまして、今、車種についてはまだ検討中なんですけれども、2台分買い替えという形の部分で思っております。

○斧田委員 ありがとうございます。やっぱり時代に合った種類というんですかね。用途並びにそういうふうな形で取り組んでいただけたらなと思っています。

引き続いて、53頁のほうなんですけれども、三世代同居並びに近居支援ということで、先ほどの補正予算では該当がなかったので、減額みたいな形になっていた部分もあるかと思うんですけれども、引き続き頑張って、人口というんですか、太子町の中で住めるような形で取り組んでいただくというふうなことで、これについては、金額的なものとか予算の人数計上は、そちらのほうについては今までと同様だということによろしいんですか。

○杉山企画担当課長 おっしゃるとおりで、令和6年度に引き続き同じ予算と見込んでおります。

○斧田委員 ありがとうございます。私のほうは取りあえずここまでで。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 ちょっと時間が押しているみたいなんですけど、ちょっとゆっくりと。

附属説明資料の、これ、ここからちょっと入りたいというのが、3頁の町税の予算額の状況というところのことなんですけど、これ、実際に町長の施政方針の中でも、一言これ、強く、公民連携のくだりの中で1つ最後の締めところで自主財源の確保に努めてまいりますというところのことという文言の、やっぱり今財政シミュレーションとかそういうところのことで、財政といったところですので皆さんでよく考えて進んでいかなあかんというときを迎えている中でね。まず、基本的なところのことで、自主財源と

いう定義の中の、歳入の中で自主財源と言われるようなところのことはどの項目に当たるのか教えていただけませんか。

○岡本総務財政課長 収入におきます自主財源ということなんですけれども、附属説明資料の第2表のところに収入予算額ということを書かせていただいております。その中で丸印のついております主に町税でありますとか、そちらのほう自主財源という形の扱いになっております。

○村井委員 おっしゃるとおり、大きなところでやっぱり町税、やっぱり固定で変動は大きな影響を受けなくて、やっぱりちょっとでも安定的な自主財源としては町税収入、それと使用料、昨今ではちょっと権限移譲、財源、国からのいうところで寄付金というところで。ただ、寄付金はその安定性といったところにね、やっぱり影響を受けやすいといったところのことで、ある程度自主財源の大きなところ、今、地方財政の中ではね。

ただ、やっぱりこの地方税の状況を見てマイナスといったところで、固定資産税がマイナスとかいうところのことになってくると、これ、やっぱり私は前から言っていますように、この税収の青写真というのが、よその自治体もやっぱりその都市計画図がもうそのまちの税の収入の青写真やみたいなどころがあるかと思うんですよ。大体そのエリアで農地だったらどれくらい、第一種低層住宅地域だったら大体どれくらいの固定資産税が税収であると大体試算できるかと思うんですね。

だから、そういうところで考えたら、これからつくっていこうとしている総合計画といったところにも、やっぱりその都市マスタープランとかいうところのことも併せてつくっているかと思うんですけど、その辺のところできっとこの財政、町税の確保というか、一般財源の確保といったところのことはしっかりと考えた上での都市計画というのを考えていかなあかんと思うんですけど、総合計画を進めていく中でそういうところの考えを今現状お持ちなのか、この町税の状況を見たときにそう感じられているのか、これからそうしていこうとしているのか、教えていただけませんか。

○杉山企画担当課長 こちらについて、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、総合計画のほうを策定中ということで、今、基本構想を策定していく段階になっているんですけれども、その中で、総合計画審議会の中でも一定ちょっと財務状況というところは総合計画にも反映させていく必要があるだろうと。人口減の状況というところも含めて、そのあたりの財務状況も反映させた上で、総合計画でどのような基本方針の柱を立ててやっていくかというところを今考えているところでございます。

○村井委員 今、皆さんでご意見、いろいろなお立場、団体からのご意見を伺いながら、また、住民さん、これから聞いてつくり上げていこうとしているかと思うんですけどね。これ、令和7年度の単年度の予算といったところでも固定資産税がマイナス、元からこの太子町としての法人税収入といったところは、中々大阪の府下の団体の中でも少ないと言っても過言ではないというふうな団体の1つだと思うので、そういうところのね、今まではそうやったかもわからないんですけどね。この令和7年度以降の予算でも以降の予算編成の中でも、そうではないような状況に持っていけるように、やっぱり総合計画というふうなことをちょっと動きを取っていかんと、単年度で見たら減りました、これ、駄目でした、企業誘致、うまいこといきませんでした、人口が減ってきましたというのではなくて、その大きなつかさどっている総合計画というところにしっかりと反映させて対応していかんと、この附属説明資料の町税のを見ただけでも全て具合悪いよね、町長は施政方針の中で一般財源確保と言っちゃってるよねというようなところ、やっぱり危機感を持って対応していかなあかんと思うんですけど。

もう一回ちょっとその辺の総合計画との連動性と言ったらいいんですかね。整合性と言ったらいいんですか。その基本的なお考え、今の現時点で教えてもらえませんか。

○杉山企画担当課長 総合計画では、町の一番大きな計画として今現在策定しているところですけども、趣旨としましては、総合計画を最上位計画として各個別計画のほうで町の方向性等、個別の方向性を決めていただくというところがございますので、個別計画も今現在都市計画マスタープランの策定を1社に、コンサル会社さんをお願いしながら、整合性を取りながらということとさせていただきますところがございます。

○村井委員 ありがとうございますした。

そしたら、ちょっと続けて、先ほどの公用車というところの買い替えのがあったので、それにちょっと関連したところで、これ、どこの団体でも想定していた以上のところの影響がある団体もあると聞いているのが燃料の高騰でね。公用車の燃料がちょっと予算額のほうが当初の見積りも、これ、令和6年度の決算のところはどうなってくるのか分からないんですけど、令和6年度中の燃料高騰で公用車の燃料とかそういうのがちょっと枯渇ぎみやというところの団体もあると聞いていたんですけど、太子町においては公用車の燃料費といったところは、この高騰分、高止まりと言ったらいいのかな、しているとこの中での編成されたのか、教えていただけませんか。

○小路会計管理者兼会計課長 燃料費の関係なんですけれども、今回の令和7年度につき

ましては、今現在、大体レギュラーで１７０円ぐらいですかね。それよりもちょっと上で予算化をさせていただいております。

○村井委員 燃料費がなくなったからちょっと公用車出せませんというようなことに、そんな状況にならんように、やっぱりそういうところはしっかりと公用車として活用していただいて職務に当たってもらうようにお願いしますのと、買い替えといったところで、先ほど軽トラックとプリウスを、次世代のハイブリッドの型どういう形になるのか分からへんけど買い替えていくと。

先ほどの補正予算の中でもありましたように、太子町では脱炭素のロードマップというのをしっかりと掲げて、その目標に向かって今そういう事業に取り組んでいこうという中でのその公用車の買い替えも１つのやと思うんですけど、実際にそのほかのやっぱり脱炭素ロードマップといったところで実際にどういうふうなことをこれは考えているのか。具体的なところを言ったら、この令和７年度予算ではどういうふうなところを取り組もうとしているのか教えていただけませんか。

これ、全体的な話になると思うので、脱炭素ロードマップを策定した所管が答弁いただければ。

○鳥取まちづくり推進部長 脱炭素につきましては、当然ロードマップに沿ってやっていて今おります。また、明日の予算でもしますが、循環型社会の新たな補助金、農の補助金であるとか、細かいところでいいますと、生ごみ処理機の補助金であるとか、そういうものに取り組んでいきたいとは考えておりますが。明日にも説明させていただきますが、よろしいでしょうか。

○村井委員 今まちづくり推進部長からご答弁いただいたんですけど、大きなところでいったら、少し飛びますけど、５１頁のところの地区・町会等運営事業の中で、例えばの話ですけど、今、国がもう率先して、大阪府のほうでもどうなのかな。東京都のほうなんかもう各区、団体ですね、やっている、２０２７年の蛍光灯製造中止に向けてね、やっぱりそういうところのこともＬＥＤ化に伴う補助なり、いろいろそういうところの、あると思うんです。

実際に今太子町においての地区集会所、また、町会集会所、また、個人のお宅の中の蛍光灯の設置をそのままされて２０２７年に製造中止なんですけど、その後、微々たる在庫が残るぐらいということで、経済産業省のほうでも早めの切替え、買い替えですね。また、それに合わせて補助制度を設立されてやっているかと思うんですけど、太子町に

についてはそういうところの地区・町会のところに対する働きかけと言ったらいいのかな。皆さん一緒にちょっとやっていきましょうみたいなところの具体的などころのお考えは今のところないのか、これからやっていこうとしているのか、教えていただけませんか。

○辻中自治防災課長 町会・地区集会所の照明のLED化のことですけれども、今のところ、全部足並みそろえて一斉に入れ替えるであるとか補助金を新たに創設するということはしておりませんが、今年の中の地区集会所の負担金、集会所等整備補助金等を出している中には、例えば大道町会、太子ヶ丘町会はまさしくその照明の入替えの工事をするという形で、それに対する補助金という形で支出しているところです。

以上です。

○村井委員 これ、だから、さっきも言いました。私たちは、日本の統治機構でいったら、国、都道府県、市町村という統治機構でしょうがないんですね。国、経済産業省が2027年、あと、今25年で、来年ですか。これは言っているところなので、大道町会と2町なのか分かりませんが。やっぱりその辺のところも、太子町だけ独立しているような話もないので、やっぱり国がそういうふうに経済産業省が前もって、特にこの私たち行政としては、住民さん、国民の前に前もって前もってそういう対応を考えておかないといけないと思うので、またその辺のところも地区集会所なり町会集会所の聞き取り調査を取って、それまた、自治振興費のほうでカバーできるのかできないかちょっと予算額のほうも分かりませんが。できるようならその補助制度を設立して、やっぱり住民さんもしくは町会の方のご負担の軽減策なり考えた上で、またそういう制度を設立して実施をしてもらいますようお願いしておきます。

一旦ここで。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 今ちょっと見たら脱炭素でちょっと、うんとなったんですけど、別にその単語がついているところが担当ではないということで質問されたのではないかなと思うんやけど。今日だって入れてくれたではないですか。ここに、脱炭素というあんまりないかもしれませんが、温室効果ガスの排出削減に寄与し、持続可能な社会の実現に向けた一助となるように、今やっている総務のところ、政策総務部が出しているんやから、うちはこういうことをやっていきますよというのを言ってもらえばよかったのと違うかなと思うんですけれども。そういうのは思っていないと答えられへんと思うので、そういうのでうちが取り組んでいるというのはどこかでまとめてもらったらいいのではないかな

と思います。それはそれとして。

先ほど附属説明のほうで町税とかの話があったんですが、それ、もう一回聞かせていただきます。これ、法人税が下がっているではないですか。これってやっぱり景気の悪化が影響しているんですか。そう思っていますか。

○田中税務課長　今回、法人税、法人住民税につきましては、令和6年度の決算見込みを基に、今後、国のほうの資料に基づきまして、どのような形で市場というか、経済が成長していくかとか、その辺の見込みですね。GDP成長率というところなんですけれども、その辺を反映させた結果ということで今回こういう形で計上させていただいた結果、ちょっと減収という形になっております。

○西田委員　そういう景気の悪さが反映されていると思うのか、国の結果が出ないと分からないんですか。

○田中税務課長　あくまで今回試算するための指標としまして今回国の資料を使わせてはいただいておりますけれども、本町といたしましては、均等割のほうはほぼ横ばいという形にはなっておりますけれども、所得割のほうが今落ち込んでいるということの状況ですので、法人税の所得割のほうはあくまでもうけにかかって住民税がかかってきますので、やはりその辺が落ち込んでいるのかなというふうに考えております。

○西田委員　固定資産税の落ち込みは地価が下がっているんですか。

○田中税務課長　固定資産税のほう、こちらは土地と家屋の償却資産がございまして、土地のほうは毎年、今、時点修正という形ではさせていただいているんですけれども、そっちのほうは若干、まだ依然として下落傾向になっているというところで、家屋のほうも新築等もあるんですけれども、昨年、令和6年度のほうで評価替えさせていただいた。家屋については3年に1回評価替えさせていただいているんですけれども、そのあたりで、当然家屋についても償却という形になりますので、減収というところ、そのあたりの実績を精査させていただいた結果、ちょっと700万円ほど減収という形になっております。

○西田委員　そういうふうに、景気とかその動向を見たら下がっているのに、では、個人税が上がっているということは、個人は儲かっているということなんですか。

○田中税務課長　個人住民税につきましては、こちらも国の資料に基づいてということで、当然人口減少も見据えてということのところで一応見積りのほうはさせていただいておりますけれども、所得割のほうが若干増えている、まだ増加傾向にあるというところ

もございまして、そこに国のほう、まだ若干伸びていきますよというような部分もありまして、その辺で含めて取りあえずは伸びてくるかなというところで推計のほう、見積りのほうをさせていただいております。

○西田委員 本当に景気が悪化していて、皆そんな裕福な暮らしができていると思っていし、格差がどんどん広がっている中、お商売している人は大変やけど、個人が増えていっているのは増税の結果が現れているのと違うのかなと思うので、負担が増えるばかりというのは大変やなと。税はここで増えていると。多分儲かってではないという話だと思います。

それで、続けて言わせていただいてもよろしいでしょうか。

職員さんのことを言わせてもらいます。私、本当に計画でも山ほどつくっているし、皆さん大変忙しいと思いますし、何か思わぬ退職が出て退職金が出ていっているところを考えると、本当に職員さんの数は確保されるべきやと思っているんですけども、今は何やろう、よく説明するのは百十何人ぐらいやったっけ、太子町の適正と思っている職員数は何人で、だけど、まだ足らんから6月にまた採用しようかなと言っていますけど、何人なんですか。

○小南秘書政策課長 採用にあたりましての直近の採用計画におきましては、技師込みで119人という形で計画させていただいております。

○西田委員 それと、何かやるときにはやっぱり条例に基づいてとおっしゃるではないですか。改めて今回の10月から新しい議員になったことで、私ら議会改革協議会というのがあるんですけど、そこにいろいろ提案する中で条例を見直したら、議会の事務局の職員は3人要ると書いているのに、ずっとこの間2人やなと思ったから、条例どおり3人にしてよというのを要望は出したんです。そうやって改めて条例を見たら、それぞれ何人と決まっていて、そのまま全部足し算していいの。足して128人で、今言っていた119人を目標にすることは合っていると思うのやけど、それだったら条例改正したほうがいいのと違うのと思のだけど、これ、条例と数が違うのは条例違反にはならないんですか。

○小南秘書政策課長 太子町の職員定数条例のことでご質問いただいております。こちらのほう、地方自治法に定められていまして、条例で各職員の定数を定めなさいということになっております。これに基づいて、条例上で定数のほうを設定させていただいております。

まず、その意義としましては、1人の職員を採用するにあたりましては、一定数定年まで雇うとなりますと、相当数の経費、人件費等がかかります。それは債務負担行為を起こすようなものと同じような形として考えられております。その中で、定数のほうを条例で定めることによりまして、大枠としての人件費を議会の議員の皆さんのコントロール下に置くというような形の目的で定められていると考えられております。また、その中で、定数のほうに関しましては、職員数の限度、上限数を示しているということで解されておりますので、その範囲内で適切な職員数の配置を行いなさいというような形になってございます。

ただ、おっしゃられていますように、条例の上限と実質の数との差が出てくるのが続きますと、本来の上限目標数値が正しいのかというのは随時検討していつて、今後また見ていくという必要はあると考えております。

以上です。

○西田委員 だから、集まれへんでも、119人を目指すのではなくて、条例が元にあるんだったら128人やろうし、議会事務局でいけば3人をここに置きたいけど、128人やから119人、割合的にどうも1人足らんという話になるのか、そこをちゃんとやってもらいたいし、今の人数が足りない状況は、皆さんずっと働いているし、そんな弱音は吐けへんし、やらのあかんことはやらのあかんやろうけれども、やっぱりしんどいのと違うかなと思うんです。会計年度任用職員さんも同じ数ぐらいいても、やっぱりしんどいと思う。

一遍128人雇ってみて、そしたら有給も取りやすくて、そしたら育休も取りやすくて、そしたらやっぱりこの定数は間違っていないということになるのと違うのかな。少なくとも119人に満たない中ではやっぱり苦勞されていると思うのやけれども。それで、それは人件費、どれだけ跳ね上がるねんという話やけど、人件費に対しても、お金、国からちゃんと下りているでしょう。全部それが太子町の一般会計から捻出せなあかん話ではないではないですか。本当にいろんな施策をするのに、職員さんがいないと回りませんからね。

本当にこの定数に沿った職員を確保するために、それでも中々職員さんは集まりませんけど、確保するために頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○松井委員 51頁のところの防犯カメラとか防犯対策関係なんですけれども、この4番

の防犯カメラ維持管理事業で委託料というのは、結局この防犯カメラの保守点検、これは太子町のほうで見ておられるカメラがあるということ、それと、18番の負担金補助及び交付金のは地元の町会とかに設置される場合の補助金と、そういうことでよろしいのでしょうか。

○辻中自治防災課長 防犯カメラの設置状況ということで、おっしゃるとおり、町で設置している防犯カメラが町の行政界域、太子町と近隣との行政界域を中心に複数台設置しております。その維持管理費用の委託金という形になっています。また、負担金につきましては、町会で設置していただいている防犯カメラの設置及び更新等に係る補助金、負担金という形で設定しております。

以上です。

○松井委員 続いてなんですけど、そしたら、補助金のほうの64万円とかって大体何台ぐらいまでいけるのかということと、それと、次の5番の防犯対策事業の特殊詐欺対策基金というんですか、これはどんなものやということをちょっと教えていただけますでしょうか。

○辻中自治防災課長 まず初めに、防犯カメラの設置の補助の内容ですけれども、現在のところ、年間で4台、各町会で設置される分の負担金、あと、防犯カメラの映像を記録するために必要なSDカードの交換費用等を見込んでおります。

次に、防犯対策事業の特殊詐欺防止対策費の購入費ということですが、こちらは今流行っているといいますか、特殊詐欺ですね、高齢者の被害が多いんですけれども、高齢者宅を中心にかかってきた電話に対して録音されていることをアナウンスすることや、また、その会話内容を録音する機器が特殊詐欺の防止に非常に有効だということで、太子町で30台購入いたしまして、高齢者の方に貸出しをするという事業になっております。

以上です。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 防犯灯があったので、防犯灯は、今、町会がつけなくていいんやね。お願いされたら町がつけてくれるんですよ。

○辻中自治防災課長 防犯灯につきましては、委員のおっしゃるとおりに、主に各町会・自治会からの要望に応じまして、太子町のほうで設置するという形を原則としております。

○西田委員 今年度これは何台分ぐらい予算化されているんですか。

○辻中自治防災課長 防犯灯の設置について工事請負費で予算化しておりますけれども、現在予定しておりますのは、通常、関電の電柱につける防犯灯ということを想定しておりますが、その分については8台、あと、電柱がないところにポールを防犯灯のために立てて設置する場所として1台、また、器具の交換を1台という形で予算化しております。

○西田委員 町会があったら町会の要望ができると思いますけれども、そういうところであつたらどうなるんでしょう。私いろいろお話を伺っていて、町会と町会をつなぐところが道であつたりするわけではないですか。桜川の川沿いの道、やっぱりあそこは桜川の町会、一角ありますからね。それでまたその近所に家建ってるじゃないですか。広い道路のほうへ行ったら歩道がないから危ないし、川沿いが危なくないとは言いませんけれども、やっぱりあそこを通る人がいらっしゃる中で、真っ暗やった、そりゃそうです、何もないからね。そういうところに防犯灯をつけてほしいという要望を受けたんですけれども、そういうのを調べて防犯灯を設置していただけるものなんですか。

○辻中自治防災課長 町会がきっちりどこか分からないであるとか、町会、住宅がないところの防犯灯の設置ということと思うんですけれども、そういうところにつきましても、また地域からの、町会に入っていない方も含めて地域からの声、また、議員の皆さんの声を反映しまして設置することは可能でございます。

○西田委員 ぜひちょっとまた見てもらって、本当に暗いから、防犯灯設置をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○濱地委員 頁数56頁、款項目でいいますと2の1の11ですね。電子計算費、こちらの件でお伺いしたいんですけれども。DX化ということでこの金額を計上されているようなんですけれども、具体的にどんなことをされているのでしょうか。お願いいたします。

○岡本総務財政課長 本庁におけるDX化についてのご質問だと思うんですけれども、本庁の中で、住民さんからの申請における電子化であるとか、庁内におきまして職員間で行う申請についての電子化であるとか、そちらのほうを順次進めております。あと、もちろん基幹システムの標準化というのが令和7年度に完了という形で今現在進めている状況でございます。

以上です。

○濱地委員 お答えありがとうございます。ただやるだけでなく、やったことによって変化させていって、そのときに合った最適化のD Xをしていけるようお願いいたします。

続けてもう一つお願いします。この4階の議会室内の無線LANの工事についてご質問したいんですけども。進捗、その後の設置の予定等を聞かせていただけますでしょうか。

○岡本総務財政課長 庁舎内におけるインターネットにつきましては、今、ポケットWi-Fiという形でお配りする形でネット環境のほうを整備させていただいているんですけども、令和7年度当初予算におきまして、庁内無線LAN環境整備という形で予算のほうを計上させていただいております。庁舎と保健センターに係る職員の、こちらの議場も含めまして、今、Wi-FiのポケットWi-Fiでやっている分につきましては、より環境を整えるという意味で無線LANの整備を行っていく予定としております。

以上です。

○濱地委員 議会内でポケットWi-Fiを使用することによって、非常に不安定な状況で作業を進めています。情報が入ってくるツールとして非常に重要なものでございますので、できる限り早くの対応をお願いいたします。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 ちょっと戻って歳入のところちょっと確認させていただきたいんですけど、16、17頁の使用料のところになってくるかと思うんですけどね。1つ、この使用料といったところの占用ですよ。占用料という表現であったところには電柱等とかいうところのことがあるんですけど、太子町においてはその占用料として徴収しているのは電柱等というか、ほかもあるのかもわからないですけど、どういうふうなことに占用料をご負担いただいているのか教えていただけませんか。

○鳥取まちづくり推進部長 主なものであれば、今、委員おっしゃった電柱、それと、最近ではよくあるケイオプティコムという会社の無線の、要はインターネットケーブルの電線の占用であるとか、地中に行けば当然ガス管であるとか。ガス管はないですね。ガス管は集中プロパンのガス管であるとか、電気、水道というふうなものがかかってくると思います。

○村井委員 そういうところもあるかと思うんですけど、太子町としても、そういうところで住民さん、もしくは利用している企業さん、もしくは団体といったところに、やっぱり法定外公共物の占用料といったところはね、今まではそういうようなところはちょ

っと置いておいてみたいなところもあったのかもわからないんですけどね。これからは、やはりそういうところは占用許可なりしっかり出してもらって負担を納めていただくといったところのことを進めていかないと、中々周辺の自治体との整合性というのが取れない状況になってくるかと思うんですね。

例えばそれで、これから企業を集めようとしているときに、法定外公共公物の占用があったときには応分のご負担をいただくといったところで地元の関係団体の対策費に充てるとかね。そういうところのことを先行してやっている、企業誘致を進めているところはそういうのをうまく活用しつつ、企業誘致なり住宅開発なのかな、そういうようなところで、どうしてもその地域には法定外公共物というのが存在して、それが邪魔なのではなくて、占用していただいて応分の負担をいただくという考えもこれからあって当たり前やと思うんですけど、その辺のお考え、現時点ではちょっとそんな唐突に言われてもと思うんですけど、どうお考えなのか教えていただけませんか。

○鳥取まちづくり推進部長　ご質問にありました開発等の中における法定外公共物は、通常、公用廃止という形でされて、もう一帯取り入れてしまっているというのが現状でございます。そのときには当然売払い等になりますので、そういう扱いになっているのがほとんどでありまして、占用入れてまで、毎年毎年料金を払ってまで占用されているというところはあんまりないかと思います。

○村井委員　私の知っている事例では、もうこれ、うまいこと考えているなというところで、今もし企業さんが来ようとしている入り口のところに青線を引いてあるんですよ。溝蓋1枚8万円とかね。企業にしてみたら、それはごつつい額の占用を払わなあかんのやけど、もう青線がそこにある以上、その敷地に入ろうと思ったら、溝蓋、グレーチングは引かせてもらって占用せなあかんみたいだね。うまいこと考えて自治体も地元対策費をそういうふう捻出しているねんというところも、やっぱり下流域の青線なので、下流域にやったら農地があったり、そういうところにも影響が出てくるかもわからないので、うまいこと知恵を絞ってやっているなというところもあるというのは、近隣でね、やっぱりその辺のところも参考にしつつ、これはやっぱり税、やっぱり入りのところで今しっかり考えてもらって、これ、歳入のところから話をしたので、やっぱりそういうところもよそではもうしっかりとご負担いただいて、収入のところ、出口のところではそういう対策ってところでうまく活用されているよというようなこともあると思うので、しっかりとやっていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

続けてよろしいですか。

次、頁55の公共交通のところなんですけど、公共交通全般、いろいろ試行錯誤しながら進めている中で、これ、何年か前からあった上ノ太子の駅の乗務員さんの休憩施設なのかな。こういったところの項目が出ていますけど、実際あれがどういうふうに活用されて、本当にそれが必要なのか、それともほかのまた活用方法がないのか、ちょっと簡単でいいので教えていただけませんか。

○杉山企画担当課長 今、上ノ太子駅でたいしのってこバス、コミュニティバスで運転手さんが使われている休憩所についてのご質問ですけれども、こちらのほうに関しましては、一定、旧金剛自動車株式会社さんのほうとちょっとまだ寄付に関して最終今詰めているところございまして、今、実際使わせていただいている状態なんですけれども、こちらのほう、うまくちょっと町のほうに寄付ということに最終になりましたら、観光でありますとか、いわゆるまずは休憩所に関しては、一定ちょっと掲示物とか、そういう必要な部分の掲示物等も貼ることができるのかなとか、今、具体的にこういうふうにしたいというところはまだビジョンのほうはないんですけれども、そのようなものは考えられるのかなと思っております。

以上です。

○村井委員 さっき言った掲示物といったところでも、前の議会か委員会でも私、どこやったかな、どこかで言わせてもらったと思うんですけど、私たちは太子町に在住している人間として、住民として、上ノ太子の駅が2線2面のホームであって、2線1面のホームではないということは、阿倍野橋から帰ってきたら、バスに乗るのは反対側のホームに渡ってバス乗り場のほうに行かなあかん。私たち知っているからそれができるわけで、全く知らない初めて太子町に観光にこられた方は、まさか反対側のホームの改札から出たところに太子町行きのバス停があるわけでもないのはね。案内表示1つでも工夫があったほうがいいのかというような発言はさせてもらったと思うんです。あれ、知らなかったら、昔の改札のほうに出てしまったら、ぐるっと回ってバス乗り場のほうまで行かなあかん羽目になっちゃうのですね。

だから、やっぱり知らないというていであの周辺の掲示物、また活用のところを考えていく中で、あの建物というのがすごく有益な場所にあって、いい建物やなど、多分そういうアンケートなりで調査したときに、あの場所にあの建物があるというのは、ここに何かそういうようなことをやったらいいのではないかというようなところがね、もう

調査するだけで多分答えは出てくると思うんですよ、知らない方々にね、学生でもいいと思うんです。だから、そういうところのことをやったら次の活用方法が何かあるのではないかなと思うのでね。これもこれだけの駅前に対してそういう予算書に出てくるぐらゐの賃借料を含めてあるのでね。しっかりと早くちょっとはっきりさせた上で、うまいこと活用してもらえるようお願いしておきます。

もう1個いいですか。

57頁の万博関連のことなんですけど、これも、万博もあと1か月でもう開幕といったところのことで、だいぶテレビやほかのところも万博や万博やと言って、もうミヤクミヤクは全国あちこち出てきて、ミヤクミヤク何人おるねんみたいな、何人ではないわ、1体か、という感じで、中々機運醸成といったところに一生懸命やっているのやと思うんですけど、方や太子町でも、万博にいろいろ住民さん主体で参加してもらおうといったようなところも前の議会でも報告があって、予算でも措置されているかと思うので、その後、万博に、各団体で大小事業はあると思うんですけど、その辺の住民さんとの調整状況、いろいろ要望があって、そういうふうなところで最初の当初とちょっと変わってきたとか、そういうことがあるのかなのか、調整の状況とか分かっている状況があったら教えていただけませんか。

○杉山企画担当課長 私の方から、今現状の万博についての調整状況ということでご質問あったんですけども、今、万博の出展に関しましては、私ども秘書政策課、そして観光産業課、そして生涯学習課ということで、3つに役割分担を分けてさせていただいております。私どもの秘書政策課が所管する部分についてお答えさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私ども所管しております、だんじり・やぐら大集合ということで、いわゆる団体、だんじりについて、大阪府内の各市町村からだんじりを集めて、だんじりの展示もしくは実際実演ということでしていただくというものにつきましては、令和7年の一応5月9日、10日、準備・撤去も含めたら5月8日から5月11日になるんですけども、そちらのほうで実際に山田のだんじりの団体さんのほうに出ていただくという形になっておりまして、実際今どこまで詰めているかというところなんですけれども、実際にスケジュールが決まりまして、搬入・搬出・搬去の1点ちょっとスケジュールも決まって、そのあたりを今、八社連合さんのほうと、あと五心会さんのほうと、実際に随時ちょっと夜に集まっていたいて、そのあたりのスケジュール、新しい情報等を交換させてい

ただいて、実際に進めさせていただいているところでございます。

あと、そのほかでなんですけれども、南河内L I V E A R T E X P Oということで、南河内6市町村で連携しまして、万博会場でそれぞれがアート作品を制作して、その後、作品を各市町村に展示して観光資源として活用していくという取組のほうも、秋の令和7年9月16日にそういう形でL I V E A R T E X P Oということでやることで今決まっております。こちらに関しましては、今、出展していただける団体さんのほうを実際ちょっと選定していくところでございまして、こちらのほうは進展としてはそのような形なっております。

以上が秘書政策課で所管しております万博に関連する出展の形になっております。

以上です。

○村井委員 これ本来、万博のスケジュールといったところはすごくタイトで、中々難しいタイムスケジュールの中で最大の効果をとったところで、これはもう国、大阪府、各市町村、各団体、もう国民一丸となって、いろいろ知恵を絞ってやっていくのかと思うんです。だから、これ初めてのことで、来年まただんじりを持っていったらいいわということもないと思うので、住民さん、または参加団体のところからご要望とかいろいろあるかと思うんです。また、それはできるだけのことを応えれる、そして、やっぱり吉村知事もあれだけ子どもたちに、子どもたちということでテレビの前で言っているぐらいなので、やっぱり次の世代の次世代の方々に種をまく意味でも、大阪の当時の万博に行ったんやということで、30年後、40年後、やっぱりしっかりお話ししてもらえるように、太子町の子どもたちもしっかりとそういうところに参加してもらえるような環境づくりというのもよろしく願いしておきます。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 まとめて聞いていいのかちょっと分からないんですけど、3つありますと万博のことを言ったではないですか。それ、大阪・関西万博機運醸成事業とかありますけれども、この予算書で言ってくれるのであったら、どれぐらい万博で費用がかかることになっているんですか。

○杉山企画担当課長 先ほど、3つの課に分けてということで申し上げさせていただきました。万博のほうの出展ということで出させていただく分、他部署も含めた万博関連の予算ということで、まず、57頁の分の万博機運醸成事業ということで、こちらのほうは、もう万博が始まってからになるんですけれども、実際に万博にぜひ行ってください

ということで、機運醸成の事業ということでさせていただくのが93万4千円、同じく57頁の万博事業として、先ほど申し上げましただんじり出展に係ります補助事業ということで、実際に係る経費、だんじり出展に係る経費に関する補助金、そして、L I V E A R T E X P Oに係ります委託料でありますとか負担金、その他、現地までの交通費に係る費用ということで363万円。

119頁になるんですけれども、これはまたご説明があると思いますけれども、取り急ぎちょっと申し上げておきますと、119頁の大阪・関西万博事業ということで、こちら、939万7千円なんですけれども、内容としましては、大阪ウィークの、みなはれ、しなはれ、たべなはれということで、実際にそのようなブース出展のほうをさせていただくための委託料等となります。

そして最後に、159頁、これ同じく大阪・関西万博事業ということなんですけれども、31万4千円。こちらの内容に関しましては、次世代パフォーマンスの出演に係ります経費に関する補助金と、あと職員の交通費に係る費用という形になっております。

以上になります。

○西田委員 ごめんなさいね、またがることを聞いちゃって。ところで、それで足したら1千450万円ちょっとかな、やったと思うんですけど、大阪府から幾らお金が入ってくるかまで分かりますか。ごめんなさい。またがっているから、分からなかった分からなかったでいいんですけど。

○杉山企画担当課長 今現状で申し上げますと、先ほど57頁の大阪・関西万博機運醸成事業につきましては、こちらのほう、機運醸成イベントのほうを開催いたしますと、府からの補助金として予算で組み込ませていただいているのが41万6千円が補助金として入ってくると。

そのほかで申し上げますと、ここの予算には入って来てないんですけれども、だんじりに関しまして、まだ金額のほうは確定ではないんですけれども、だんじりの運搬費用に関しましては、町の予算を通さずに、大阪府から団体へ恐らく直接行くものと思われるんですけども、そちらの費用に関しましても、一定ちょっと今のところ出るということでお伺いしているところでございます。

以上です。

○西田委員 いろいろあるけれども、ほとんど単費で出ていくというのが分かったの、ありがとうございます。だけど、こうやって何か財政がしんどいのかしんどくないのか

ちょっと本当に分かりづらいんですが、繰入れ、大概多いではないですか。ちょっと30頁に基金の名前が一通りあるので、今、基金はこれだけ使った残りなのか、使う前の金額か、ちょっとどちらがいいのか分かりませんが、基金残高って幾らか、お分かりでしたら教えてください。

○岡本総務財政課長 基金の残高についてのご質問だと思うんですけども、令和6年度の予算と決算見込み等で踏まえまして、総額で、土地開発基金除きまして、37億1千300万円程度という形で6年度末見込んでおります。次年度、令和7年度の当初予算におきまして、ふるさと太子応援基金を含めまして取崩しのほうを含め、そして、積立ての予算のほうも勘案しまして、7年度末見込みとしましては33億5千161万6千円という形で見込んでおります。

以上です。

○西田委員 1つずつちょっと聞きたいねんけど、財政調整基金の基金残高、太子町まちづくり「夢」基金の基金残高、ふるさと太子応援基金、これ、一通り教えて。分からなかったらいいんですけど、教えてください。

○岡本総務財政課長 基金残高、あくまで見込みになるんですけども、令和7年度末という形で、財政調整基金で約13億8千万円になります。見込んでおります。減債基金につきましては、今回、錯誤分で取崩しのほうをさせていただく関係で、令和7年度末は1千900万円程度という形で考えております。公共施設整備基金につきましては、取崩し、積立て等を入れまして、令和7年度末で10億7千800万円を見込んでおります。

あと、主なところでいきますと、退職手当基金、こちらのほうで2億1千500万円を7年度末で見込んでおります。あと、環境衛生等基金、こちらのほうで7年度末3千290万円を見込んでおります。太子まちづくり「夢」基金のほうで4千890万円を見込んでおります。続きまして、たいし・ふれ愛福祉基金につきましては、3千200万円を見込んでおります。あと、森林環境譲与税の基金に、こちらは590万円を見込んでおります。ふるさと太子応援基金につきましては、5億3千500万円を見込んでいることになっております。

あと、土地開発基金は別建てになりますけれども、こちらのほうも、1億100万円程度を見込んでいる状態でございます。

以上です。

○西田委員 大阪府のほうで太子町の財政とかをシミュレーションしてくれているではないですか。そんな中で、今おっしゃった基金残高は潤沢なのか、それとも厳しいと思っているのか、どうなんですか。

○岡本総務財政課長 一定先日前示させていただきました財政シミュレーションの中で、あの中で枯渇という形で明示させていただいているのは財政調整基金のほうになっておりまして、その他の目的基金につきましては別段あの中には入っているものではございません。基金のほうが十分足りているのかどうかというのは中々難しい問題ではあるんですけども、午前中にお話しさせていただきましたように、公共施設の整備基金につきましては今後の整備について必要になってきますし、ふるさと太子応援基金につきましても一定額給食費無償化等で利用はさせていただいているところでございます。

今回、当初予算の編成にあたりまして、委員もおっしゃるとおり、かなりいろんな事業の財源として利用させていただいているというのが現状でございますので、こちらのほうがもちろん残高があればいいんですけども、財政調整基金については、特に目的を持っている基金、財政調整用の基金という形になるんですけども、ほかの基金につきましては、それぞれの目的に応じて適切に管理していけたらいいなというふうには考えております。

以上です。

○西田委員 だから、財政厳しい、厳しいって、あの表を見たら、府が作ってくれたのをね、いや、本当やねと思うけど、財調だけ見て書いているというのがあったのが分かってよかったと思いますし、それでも潤沢ですとは言えないと思う中で、ずっとこの間、今までで公共施設等総合管理計画、これに沿って、だから公共施設これからいろいろいかなあかんのにお金がどれだけかかるかという中で、計画立ててやっていかなあかんというので、無駄遣いで何か突然の公共施設とか土地を買うとか、そういうことはしてほしくないなと思うねんやけど、この公共施設等総合管理計画に沿って進めていくということですね。

○岡本総務財政課長 公共施設の管理におきましては、委員おっしゃるとおり、公共施設総合管理計画という計画を持っておりまして、その下に個別施設計画という計画のほうを持っております。その中で、個別施設におきまして、どのあたりで改修をするという形の計画のほうを一定持っておりまして、そちらに沿って施設の長寿命化を進めているという現状でございます。

○西田委員 ありがとうございます。ちょっと分からないので、どこを鑑定するのかなと思うのが53頁の鑑定評価委託料、その続きで、支障物調査委託料って、どこ、何というところで説明をお願いします。

○杉山企画担当課長 こちらの鑑定委託料なんですけれども、こちらに関しましては、役場前にあります旧公民館跡地に隣接します土地の鑑定委託料及び土地の中にある建物の支障物件調査委託料に関する予算ということになります。

○西田委員 そしたら、鑑定のほうは、公民館の跡地の境界だけを調べるという形になるんですか。

○杉山企画担当課長 こちらに関しましては土地ですね、いわゆる役場の公民館、旧公民館跡地の隣接しております空き地といいますか、土地ですね、あちら、全体的に用地測量調査等、今年度させていただいておりますので、境界のほうが一定確定するということで、そちらの土地につきましての全ての土地の鑑定という形になっております。

○西田委員 鑑定後に何かしようと思ってやっているのか、何か目的があるのか。

○杉山企画担当課長 こちらに関しましては、用地、いわゆる鑑定のほうを行った後、予定としましては、まだ予算等も上げておりませんのであくまで予定ということなんですけれども、用地購入であるとか物件移転補償費、予算のほうを取らせていただいて、用地交渉で、用地の取得という形で進めていけたらなということで考えております。

○西田委員 ありがとうございます。ちょっと何か先が見えなくて鑑定するというのがちょっと分からないんですが、また詳しいことが分かりましたら教えてください。

それと、今、世の中的にジェンダー平等とかいう話がありますけれども、人権でこれを扱っているのかなと思いますが、大阪府のほうであつたらパートナーシップ宣誓証明制度とかがあつて、パートナーシップ条例をつくつたらという話もありますが、大阪府にあるからこれでというところで、LGBTQとかそういうことも含めて考えているのかと思うんですけど。

そういうところのことを考える場が太子町でもいっぱいあるではないですか。人権協会ですとか、また、男女共同参画推進懇話会、こういうところで、今、政治の場では一番光が当たっていますし、私らも意見書を上げましょうかという話になっている選択的夫婦別姓についての議論なんかはそこでされたりしているんでしょうか。

○小南住民人権課長 令和7年度には第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの間見直しを行う予定で、その計画の中身につきまして、太子町人権尊重のまちづくり審

議会のほうで審議していただく予定になっております。令和6年度は第2次太子町男女共同参画推進計画の中間見直しを行いました。令和6年度中にその計画の推進懇話会のほうを行いましたが、計画を改定するにあたってのご意見をいただきました。選択的夫婦別姓につきましては、懇話会の中では議論されておりません。

以上です。

○西田委員 本当に人権もどんどんどんどん広がっていつているので、ここにこだわらず、もっと広い目でまた話を聞いてもらったらいいなと思うし、こちらからもこういうことがありますよというのを投げかけていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

先ほど、補正では減額になっていたではないですか、困難女性支援事業。これ、何をやっていて、減額になったのは何やろう、どういう事業が進んでいて、いい手があったりとかしたら教えてください。ちょっと中身が分かりづらいので。

○小南住民人権課長 困難女性支援事業につきましては、太子町にお住まいの女性の方の障がいや高齢、DVなどの被害などの問題により、日常生活や社会生活を営む上で社会的・経済的に問題を抱える女性へ包括的・継続的な支援を行っております。住民人権課のほうでは、女性相談支援員のほうを配置しまして、対象者の状況の聞き取り、訪問、対象者の方と支援機関との連絡調整等を行っております。

以上です。

○西田委員 個別のことは言えないと思うので。実績はありましたか。

○小南住民人権課長 令和6年度に対応させていただいているケースにつきましては、5件ございます。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 予算書の131頁の消防関係にちょっと最後聞きたいんですけど、消防団の訓練、毎月熱心、そしてまた、お忙しい中、時間を割いてやっていただいているかと思うんです。その後もいろいろ、団員さん向けの消火活動だけではなくて、そういう諸々のほかの訓練、常備消防との連携の訓練とか、いろいろそういう工夫されて、広域化に伴ってではないけど、今、昨今で、数年で力を入れてやっているから工夫してやっていると思うんですけど。

皆さんご存じのように岩手県の大船渡市で大規模な、今見たら2千900ヘクタールがもう消失したという、正直ちょっと計算、太子町がもう全部燃えちゃったみたいな感

じのことなのかなというぐらいの規模で被害が出ているといったところで、被災された方にお見舞い申し上げますのと、現場の映像を見たときに、地元常備消防の皆さん、また、消防団の皆さん、また、自衛隊、警察、関係団体、行政も一丸となって対応されているかと思うんですけどね。

1つこれ、訓練も太子町の特有のやっぱり山林を所有している行政団体として、やっぱりそういう山林火災といったところにも対応したような常備消防と消防団の皆さんとの連携訓練なり、そういうようなことがあってもいいのかなと思うんですけど、今現状そういうふうなところを実施されているか、また、実施していこうというお考えのところがあれば教えていただけませんか。

○辻中自治防災課長 山林火災の対応ということで、以前は協定を結んでいる近隣の市町村と共に山林火災の訓練をしておったというふうに聞いておりますが、ここ数年は実施されていないのが現状です。

委員おっしゃるとおり、常備消防も広域化しまして、今後も、山ですので、奈良県も含めて近隣の市町村、河南町、千早赤阪村も含めて、山林火災に対する対応、また、訓練等も必要であると考えています。

以上です。

○村井委員 今ご答弁いただいたように、やっぱり大変でしょうけど、ただ、あの映像を見たときには、集落がもう全て山に囲まれているような集落のところの被害が甚大な被害が出ているとか、太子町においてもやっぱりそういう危惧される地形のところもあるのはあると思うのでね。やっぱりそういうところと、もう一つ、私たち今現在の令和の時代に生きる太子町民として、やっぱり昭和49年の二上山の山林火災というのは戒めで、やっぱり教訓として語り継がなあかんと思うんですよ。昭和49年に二上山が大規模な、三日三晩燃えたのかな。それで、地元の消防団も全部行ってやっと消し止めた。そのときにポンプ車を購入したのかな。ポンプ車はやっぱり要ということだね。山林火災、ポンプの水を上げる量が足らんということで。やっぱりそういうところもあってね、大船渡のあの映像を見たときに、太子町として、またこれ、何か事業をしていかなあかんのではないかという1つのきっかけ、せっかくこうやって広域化で効果を出していこうといふところなのでね、次はやっぱりそういうところの地元の地域、地形、もしくはそういうとこに沿った消防団の活動といったところをやっていったら、もっと効果的なところが発揮できるかもわからないと思いますしね。また力を入れてもらうのと、も

う1個、それにはやっぱり山林火災用の消防資機材ってあると思うんですよ。そういうふうなものが今整備されているのかされてないのか教えていただけませんか。

○辻中自治防災課長 消防団の資機材として、山林火災に特化した資機材という形での整備は行っておりません。

○村井委員 これも消防庁が推奨している山林火災用消火用具というふうなことで、山林を所有している自治体の方には、皆さんに、こんなのがありますよということで、ご活用くださいよみたいな消防庁のホームページもありますので、またその辺の参考もして、そういう整備、やっぱり資機材、丸裸で消防団の方に行ってくださいとか言われなと思うので、やっぱりしっかりと安全を確保した上で、適切な資機材を携帯していただいて消火活動に当たってもらうような状況をつくってもらいますようお願いしておきます。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、概要説明、政策総務部等関係についての質疑を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は放送にてお知らせいたします。

午後 2時56分 休 憩

午後 3時10分 再 開

○辻本委員長 それでは、再開いたします。

健康福祉部関係の歳入歳出について、説明を求めます。

○木村健康福祉部長 それでは、健康福祉部所管の予算の内容についてご説明申し上げます。

予算書72、73頁をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2億1千642万8千円、前年度に比べ2千367万7千円の増。増の主な要因は、職員人件費のほか、介護給付・訓練等給付費や児童手当費などによるものでございます。

事業別区分2、社会福祉管理事業5千712万3千円は、地域福祉計画推進会議委員報酬のほか、社会福祉協議会への補助金や南河内広域行政共同処理事業負担金等を計上しております。なお、財源内訳の府支出金は、地域福祉・高齢者福祉交付金と、広域福

祉課に係る移譲事務交付金でございます。

74、75頁をお願いいたします。

事業別区分3、民生費等事業169万円は、民生委員や主任児童委員、保護司の活動に係る予算を計上しております。なお、本町の民生委員・児童委員の状況でございますが、現在、民生委員29人、主任児童委員2名の方に活動いただいております。民生委員、主任児童委員ともに欠員は生じておりません。また、民生委員児童委員の任期は3年となっており、本年12月1日に一斉改正されることとなっております。また、保護司は現在4人で、罪を犯した人などが地域社会に戻るための更生活動や、社会を明るくする運動に取り組んでいただいております。財源内訳の府支出金7万5千円は、民生委員協議会事務費補助金でございます。

事業別区分4、地域福祉援護事業の127万5千円は、障がい者の成年後見や行旅病人、行旅死亡人に係る経費などを計上しております。財源内訳の国庫支出金12万6千円は地域生活支援事業費等補助金、府支出金4万1千円は地域生活支援事業費等補助金及び行旅死亡人取扱費用負担金で、行旅病人及び行旅死亡人取扱委託料などに充当いただいております。

事業別区分5、地域福祉コーディネーター配置事業の924万1千円は、生活困窮者や障がい者の対応について、社会福祉士を活用することで課題の解決や適正な福祉サービスの導入につなげる事業で、社会福祉士2名の予算を計上しております。財源内訳の国庫支出金345万7千円は重層的支援体制整備事業費交付金、府支出金297万4千円は地域福祉高齢者福祉交付金247万4千円及び総合相談事業交付金50万円でございます。

次に、事業別区分6、重層的支援体制整備事業1千180万円は、様々な課題を抱える地域住民への支援体制の構築や、地域住民による地域福祉推進のための相談事業や地域づくり事業を一体的・重層的に実施するもので、12節委託料では、相談支援包括推進員の配置のほか、重層的支援会議などの協議を通じて各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めた支援プランの作成のほか、必要に応じて継続的支援につなぐための事業として多機関共同事業、委託料1千180万円を計上しております。財源内訳の国庫支出金及び府支出金は、重層的支援体制整備事業費交付金でございます。

次に、事業別区分7、過誤納還付事務事業の10万円は、前年度の事業費確定に伴う翌年度精算のため、国・府支出金の返還金を計上しております。

76、77頁をお願いいたします。

障がい福祉費4億8千308万4千円、前年度に比べ4千702万7千円の増。増の主な要因は、障がい者自立支援給付等事業の増などによるものでございます。

事業別区分1、障がい者管理事業234万7千円は、毎年秋に開催しております障がい者ふれあいスポーツ大会委託料12万3千円や、障がい者への虐待が発生した場合の一時避難場所を大阪府立こんごう福祉センターに南河内6市町村で確保するための予算などを計上しております。また、財源内訳の国庫支出金及び府支出金は、地域生活支援事業費等補助金でございます。

事業別区分2、心身障がい者（児）事業821万6千円は、7節報償費において、心身障がい者等給付金として651人分、567万2千円を計上しているほか、18節負担金補助及び交付金におきまして、障がい者住宅改造助成金3件分として150万円などを計上しております。財源内訳の府支出金95万1千円は、障がい者住宅改造助成金事業補助金75万円及び障がい者手帳無料診断事業補助金20万1千円でございます。

事業別区分3、障がい者自立支援給付等事業4億5千900万9千円、このうち12節委託料の地域生活支援拠点コーディネーター事業委託料は、障がい者等の居住支援のための機能を整備するため、相談や緊急時の受入れ等に対応するコーディネーターを南河内6市町村で配置する経費として33万4千円を計上いたしております。

次の頁、78、79頁をお願いいたします。

19節扶助費の介護給付・訓練等給付費は、障がい者自立支援給付事業において、障がい者の居宅介護や生活介護等サービス利用に要する給付費として4億3千186万4千円を計上しております。財源内訳の国庫支出金及び府支出金は、介護給付・訓練等給付費等負担金のほか、地域生活支援事業等補助金、障がい者（児）補装具給付費負担金で、補助割合はいずれも国庫支出金が2分の1、府支出金が4分の1でございます。

事業別区分4、自立支援医療給付事業の780万9千円は、18歳以上の身体障がい者の方を対象に、その障がいの除去や軽減するための治療を行うことにより、確実に効果が期待できるものに対して医療費の給付を行う更生医療給付費と、18歳未満の障がい者の方に同様の給付を行う育成医療給付費を計上しております。財源内訳は、公費負担として2分の1が国庫支出金、4分の1が府支出金でございます。

事業別区分5、重層的支援体制整備事業570万3千円は、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑・多様化している中、それらの課題を解消すべく、制度・分野ご

との縦割りや、支える側、支えられる側という従来の人間関係を超えて、地域や一人ひとりの生活の多様化を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組を包括的に支援する事業で、相談事業として、障がい者やその家族に対する支援である基幹相談支援センター委託料などを計上しております。

3目老人福祉費 895万4千円、前年度に比べ86万3千円の増。

事業別区分1、介護保険施設整備事業 125万円は、地域密着型小規模介護老人福祉施設に対する利子補助でございます。

事業別区分2、高齢者支援事業の141万1千円は、加齢等による聴力低下により日常生活に支障のある非課税世帯の65歳以上の方に対して、補聴器の購入費用の一部を助成する費用を計上しております。また、財源内訳の繰入金 80万3千円は、たいし・ふれ愛福祉基金繰入金でございます。

次に、事業区分3、高齢者介護予防拠点づくりの78万2千円は、グラウンドゴルフ等多目的交流広場の除草業務委託料等の維持管理経費を計上しております。財源内訳の使用料・手数料 2万2千円は多目的交流広場の使用料、繰入金 74万6千円は老人福祉基金繰入金でございます。

事業別区分4、老人ホーム入所事業の310万5千円は、65歳以上の高齢者で心身の状況や置かれている環境、経済的理由等を総合的に勘案し、在宅において日常生活を営むのが困難な人が入所対象者となっており、現在1人の人が入所されております。財源内訳の分担金・負担金 100万4千円は、老人ホーム入所措置費の自己負担分でございます。

80、81頁をお願いいたします。

事業別区分5、敬老祝事業の46万1千円は、金婚式記念品のほか、最高齢者祝品や、100歳を迎えた方の敬老祝金を4人分として20万円を計上しております。また、財源内訳の繰入金 46万1千円は、老人福祉基金繰入金でございます。

事業別区分6、老人クラブ活動等社会活動促進事業の99万6千円は、老人クラブに対する補助金でございます。財源内訳の府支出金 66万4千円は、在宅高齢者福祉対策補助金でございます。

事業別区分7、低所得者特別対策事業 13万2千円は、障がい施策のホームヘルプサービスを受けていた方で、介護保険制度の対象となった際の利用者負担金の一部を助成するものでございます。財源内訳の府支出金 9万8千円は、ホームヘルプ利用助成金で

ございます。

事業別区分 8、社会福祉法人等による利用者負担額助成事業 22 万 2 千円は、生計が困難であると認定した要介護者に、社会福祉法人等が助成対象者の利用者負担金の一部を減免した際の社会福祉法人等に対する助成金でございます。財源内訳の府支出金 16 万 6 千円は、社会福祉法人等利用者負担軽減助成金で、補助率は 4 分の 3 でございます。

事業別区分 9、外出支援事業の 59 万 5 千円は、地域支え合い型の移動サービスを実施する団体に対する支援として、公用車を無償で貸出しするための経費を計上しております。

続きまして、4 目重度障がい者医療助成費 3 千 7 4 万 8 千円、前年度に比べ 3 万 3 千円の増。

事業別区分 1、重度障がい者医療費助成事業は、1 級または 2 級の身体障害者手帳をお持ちの方など、重度の身体・知的・精神障がい者や難病患者に係るレセプト点検委託等の事務経費及び医療費の自己負担額に対して、その一部を助成するものでございます。財源内訳の府支出金は、公費負担の 2 分の 1 でございます。

82、83 頁をお願いいたします。

次に、5 目ひとり親家庭医療助成費 1 千 9 4 万円、前年度に比べ 5 千円の増。

事業別区分 1、ひとり親家庭医療費助成事業は、ひとり親家庭で 18 歳に達した年の年度末までの子どもとその親、または養育者に係るレセプト点検委託等の事務経費及び医療費の自己負担額に対して一部を助成するものでございます。財源内訳の府支出金は、公費負担の 2 分の 1 となっております。

6 目子ども医療助成費 5 千 5 3 8 万 5 千円、前年度に比べ 8 8 8 万 6 千円の増。

事業別区分 1、子ども医療費助成事業は、高校卒業となる年齢までの子どもの入院及び通院に係るレセプト点検委託等の事務経費及び医療費の自己負担額に対して一部を助成するものでございます。財源内訳の府支出金 1 千 3 2 4 万 7 千円は、乳幼児医療費公費負担事業補助金 3 2 4 万 7 千円と新子育て支援交付金 1 千万円となっております。

次に、7 目未熟児養育医療給付費 5 5 万 3 千円、前年度に比べ 1 千円の減。

事業区分 1、未熟児養育医療給付事業は、未熟児を対象として、指定養育医療機関への入院治療費に対し給付を行うものでございます。財源内訳の国庫支出金は対象経費の 2 分の 1、府支出金は 4 分の 1 で、分担金・負担金は自己負担分で延べ 3 人を見込んでおります。

8目国民年金総務費1千639万9千円、前年度に比べ86万円の減。

事業別区分2、国民年金事業8万9千円は年金事務に係る経費で、財源は全額国庫支出金で、国民年金事務委託料でございます。

84、85頁をお願いいたします。

9目国民健康保険費1億4千403万3千円、前年度に比べ560万3千円の増。

事業別区分2、国民健康保険特別会計繰出金事業1億1千475万3千円は、国民健康保険事業に要する経費のうち、国が示す繰出し基準等に基づき、一般会計で負担することとした経費を国民健康保険特別会計に繰り出すものとなっております。また、その他一般会計繰出金368万2千円は、集団健診におけるがん検診費用の国保加入者分235万4千円及び地方単独事業である福祉医療助成事業に係る国庫減額相当分を132万8千円計上しております。なお、財源内訳は、未就学児均等割保険料繰出金、産前産後保険料繰出金と保険料基盤安定繰出金の保険者支援分については、2分の1が国庫支出金、4分の1が府支出金、保険料軽減分は4分の3が府支出金となっております。

10目介護保険費3億1千153万7千円、前年度に比べ1千551万円の増。増の主な要因は、人件費及び介護保険特別会計繰出金の増によるものでございます。

事業別区分2、介護保険特別会計繰出金事業2億2千809万4千円は、介護給付費や地域支援事業に要する経費の法定割合及び事務費等の町が負担すべき額を介護保険特別会計へ一般会計から繰り出すものでございます。なお、財源内訳の国庫支出金と府支出金につきましては、1号被保険者の第1段階から第3段階の方に対する国の保険料軽減制度に係る低所得者保険料軽減繰出金に伴うもので、負担割合は国庫支出金が2分の1、府支出金が4分の1でございます。

86、87頁をお願いいたします。

事業別区分3、サービス事業789万9千円は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として実施する事業で、会計年度任用職員である主任ケアマネジャーに係る報酬等を計上しております。事業内容は、介護予防支援事業の対象者である要支援1・2の認定を受けた方などが、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプランの作成や事業所との連絡・調整などを行うものでございます。財源内訳の使用料・手数料620万4千円は、介護予防支援手数料でございます。

事業別区分4、重層的支援体制整備事業901万9千円は、人と人、人と社会がつながり支え合う取組を包括的に支援する事業で、主に単身者や夫婦のみの高齢者世帯など

を対象に、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と社会参加の推進を一体的に図っていく生活支援コーディネーターを配置するための予算を計上しております。

事業別区分5、重層的支援体制整備事業1千12万5千円は、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロン、相談に係る包括支援センターの運営経費、地域ケア担当者の研修開催経費のほか、高齢者虐待を含む案件に対し社会福祉士や弁護士から支援を受ける委託費用を計上しております。

88、89頁をお願いいたします。

11目総合福祉センター管理費1千919万3千円、前年度に比べ746万9千円の減。

事業別区分1、総合福祉センター維持管理事業は、指定管理委託料を計上しております。財源内訳の使用料・手数料37万2千円は、ツバキ作業所及び関電電柱に係る使用料、諸収入1千円は、太陽光発電の売電量でございます。

12目後期高齢者医療費2億2千854万9千円、前年度に比べ971万1千円の増。増の主な要因は、被保険者数の増加に伴う医療給付費等に係る定率負担金の増などによるものでございます。

事業別区分1、後期高齢者特別会計繰出金事業は、18節負担金補助及び交付金は医療給付等に係る定率負担等の広域連合への負担金を、また、27節の繰出金は事務費及び保険基盤安定繰出金を本町の後期高齢者医療特別会計へそれぞれ繰り出すものでございます。財源内訳の府支出金3千362万3千円は、保険基盤安定繰出金に対する負担金で、4分の3の負担割合となっております。

2項児童福祉費、1目児童措置費2億3千58万4千円、前年度に比べ2千368万9千円の増。増の主な要因は、昨年10月に児童手当の所得制限の廃止と、支給年齢の拡大に伴い支給対象者が増えたことによるものでございます。

事業別区分1、児童手当給付事業は、児童手当支給に係る費用を計上しております。なお、支給対象見込みは延べ1万8千714人、月平均1千560人でございます。財源内訳は、国庫支出金が約7割、府支出金と町が、それぞれ約1.5割となっております。

90、91頁をお願いいたします。

2目児童運営費6億9千514万6千円、前年度に比べ2億2千95万8千円の増。増の主な要因は、松の木保育園園舎建て替えに伴う認可保育施設整備補助金や、病気の

ため保育所に登園できない子どもを医療機関等で預かる病児保育事業の実施などの増によるものでございます。

事業別区分１、保育所運営事業は、保育園の運営等に係る経費を計上しております。

１８節負担金補助及び交付金には、例年計上しているやわらぎ・松の木保育園及び認定こども園やわらぎ幼稚園の延長保育事業、障がい児保育事業及び病児保育事業等への補助金や保育所入所委託費に加えて、令和６年度から令和８年度までの３か年で予定している松の木保育園の園舎建て替え等に対する認可保育施設整備補助金３億３千４８７万１千円を計上しております。園児数ですが、やわらぎ保育園８９人、松の木保育園９９人、認定こども園やわらぎ幼稚園の２号認定で６６人、その他町外施設の６人の計２６０人を見込んでおります。財源内訳でございます。国庫支出金３億８千７６５万円は、保育所入所委託費負担金のほか、園舎建て替えに係る就学前教育・保育施設整備補助金などでございます。また、府支出金８千７８９万８千円は保育所入所委託費負担金など、地方債１億１千５０万円は認可保育施設整備補助金に対する保育所整備事業債でございます。更に、分担金・負担金は、保育所入所委託費利用者負担金でございます。

３目放課後児童会費５千５１７万５千円、前年度に比べ１千３８０万３千円の増。増の主な要因は、会計年度任用職員報酬の増によるものでございます。

事業別区分１、放課後児童会運営事業は、磯長・山田両教室の運営に係る支援員等の人件費及び施設の維持管理に係る経費を計上しております。令和５年度から磯長教室が４クラス、山田教室が１クラスで、１クラス当たりの児童数により、支援員２人または３人体制で運営しております。現在の申込状況でございますが、磯長教室１２６人、山田教室２６人となっており、令和７年度につきましては、磯長教室４クラス、山田教室１クラスで運営を予定しております。なお、財源内訳の使用料・手数料１千１７７万円は放課後児童会使用料で、事業費から放課後児童会使用料を除いた額の３分の１ずつが国庫支出金及び府支出金でございます。

９２、９３頁をお願いいたします。

４目児童福祉費３億７１万１千円、前年度に比べ６千６８４万円の増。増の主な要因は、障がい児通所等給付費の増などによるものでございます。

事業別区分１、児童福祉管理事業の１６万１千円は、子育て支援課所管の一般管理業務に係る予算を計上しております。

次に、事業別区分２、子ども・子育て支援事業の４千３４８万２千円は、子ども・子

育て支援事業に伴う保育士の雇用に係る経費など、また、12節の委託料は、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合等に、児童福祉施設等で一定期間養育保護する子育て短期支援事業委託料のほか、支援が必要な世帯の児童を対象とした生活支援や学習支援を行うなどの子育て関連支援事業等の予算を計上しております。

また、18節負担金補助及び交付金の多子世帯保育料等助成金の1千739万3千円は、0歳児から2歳児までを対象に、第3子目以降を無料とする保育料の助成制度となっております。一時預かり利用支援事業補助金86万4千円は、未就園児とその養育者に対する支援として、他市町村の一時預かりを利用した際にその一部である割増し分を補助するものでございます。なお、財源内訳の国庫支出金127万7千円は、地域子ども・子育て支援事業交付金、府支出金1千106万3千円は、地域子ども・子育て支援事業交付金及び新子育て支援交付金、繰入金687万円は、ふるさと太子応援基金繰入金でございます。

事業別区分3、児童虐待防止事業1千108万9千円は、児童虐待防止対策強化のため、子ども家庭総合支援拠点に配置する専門職の人件費などを計上しております。

94、95頁をお願いいたします。

事業別区分4、発達障がい児等療育事業405万9千円は、障がい児療育等支援事業委託料や心身障がい児通所施設しょうとく園の運営補助を計上しております。財源内訳の府支出金119万9千円は、新子育て支援交付金でございます。

事業別区分5、保育所等巡回支援・児童個別支援事業1千945万8千円は、保育士、臨床心理士、作業療法士等が町内の保育所・幼稚園と連携を図り、発達に特性のある児童を早期に気づき、対応することで、子どもの発達を支援できる環境を整えることを目的とした事業でございます。財源内訳の府支出金1千945万8千円は、新子育て支援交付金でございます。

事業別区分6、障がい児通所支援給付事業2億1千175万円は、児童発達支援のために、特性や障がいのある児童がしょうとく園や放課後等デイサービス等の施設に通うために係る経費でございます。

96、97頁をお願いいたします。

19節扶助費の障がい児通所等給付費は、近年の利用者の増加を考慮し、前年度に比べ5千120万円増の2億1千120万円を計上しております。また、財源内訳は、公費負担の2分の1が国庫支出金、4分の1が府支出金でございます。

事業別区分 7、重層的支援体制整備事業 8 3 9 万 8 千円は、やわらぎ幼稚園に運営を委託しております地域子育て支援センター事業委託料を計上しております。財源内訳の国庫支出金及び府支出金の 2 7 9 万 9 千円は、重層的支援体制整備事業交付金でございます。

事業別区分 8、医療的ケア児支援事業 1 万円は、生活する上で人工呼吸器などの器具を装着するなどし、医療的ケアが必要な児童が、地域において安心して生活を営むことができるよう、河南町、千早赤阪村と共に関係機関の協議の場を共同設置するほか、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置するものでございます。

事業別区分 9、過誤納還付事務事業の 1 0 万円は、前年度の事務費確定に伴う翌年度精算に係る国・府支出金の還付金を計上しております。

事業別区分 1 0、大阪・関西万博事業の 2 2 0 万 4 千円は、次世代を担う子どもたちに新しい未来を体験していただくため、大阪・関西万博の招待チケット費用補助金などを計上しております。また、財源内訳の繰入金 2 2 0 万 4 千円は、ふるさと太子応援基金繰入金でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 9 千 2 0 5 万 5 千円、前年度に比べ 4 2 7 万 2 千円の増。増の主な要因は、人件費のほか、健康増進計画・食育推進計画策定委託料の増などによるものでございます。

9 8、9 9 頁をお願いいたします。

事業別区分 2、保健衛生管理事業 3 千 5 3 1 万 1 千円は、保健センターが実施しております事業全体に係る保健師や管理栄養士及び事務補助等の会計年度任用職員の報酬のほか、1 8 節負担金補助及び交付金では、南河内地区の広域で取り組んでおります小児救急医療事業、南河内圏域障がい児（者）の歯科診療事業及び休日診療所の運営等に対する負担金のほか、各種団体への補助金などを計上しております。財源内訳の国庫支出金 3 7 4 万 5 千円は、妊婦のための支援給付費補助金及び疾病予防対策事業費等補助金、府支出金 5 4 5 万 2 千円は、健康増進事業補助金及び新子育て支援交付金、妊婦のための支援給付費補助金でございます。繰入金 2 4 4 万 6 千円は、国民健康保険特別会計繰入金でございます。

事業別区分 3、市町村健康対策推進事業 4 0 9 万 3 千円は、健康づくり推進委員及び自殺予防対策に係る委員の報酬のほか、1 2 節委託料では、太子町健康増進計画及び食育推進計画「第 4 次健康太子 2 1」が令和 8 年度で計画策定から 5 年を迎えることから、

次期策定に向けて３５０万９千円を計上しております。なお、令和７年度は住民アンケートを実施する予定としております。財源内訳の府支出金８万７千円は、自殺対策緊急強化事業補助金でございます。

事業別区分４、保健センター維持管理事業６５３万７千円は、保健センターの維持管理に係る経費で、警備や清掃、設備の保守点検などの委託料に係る予算を計上しております。

１００頁、１０１頁をお願いいたします。

２目健康管理費１億１千４６万円、前年度に比べ２千９３３万６千円の増。増の主な要因は、新型コロナウイルス感染症や带状疱疹の予防接種に係る経費のほか、事業区分１、予防事業５千９５７万７千円は、各種予防接種に係る予算を計上しております。予防接種の主な内容でございますが、五種混合やＨＰＶワクチンなどの予防接種、高齢者のインフルエンザや新型コロナウイルス感染症に対する委託料を計上しております。また、本年度より６５歳から１００歳までの５歳刻みの節目の方及び１００歳以上の方を対象に带状疱疹ワクチンが定期接種に移行したことに伴い、予防接種経費等を計上しております。財源内訳の国庫支出金３８万８千円は、五種混合、小児用肺炎球菌予防接種に係るマイナンバー情報連携体制整備事業補助金で、補助割合は３分の２、府支出金４万８千円は、妊婦の同居者及び妊娠を希望する方とその同居者への風疹ワクチン等接種補助金で、補助割合は２分の１でございます。

１０２、１０３頁をお願いいたします。

事業別区分２、健康教育・健康相談事業７１万８千円は、イベントでのミニ健康展やヘルシー教室、血糖減らそう会などの糖尿病学習会などに係る予算を計上しております。財源内訳は、府支出金３４万５千円が健康増進事業補助金、繰入金１２万６千円は国民健康保険特別会計繰入金、また、諸収入３万１千円は健康教育事業及び笑顔いっぱいプロジェクトへの参加負担金となっております。

事業別区分３、健康診査事業１千８３０万３千円は、各種がん検診や４０歳以上の方を対象とした基本健康診査時の追加項目などの各種検診経費を計上しております。財源内訳の国庫支出金２７万５千円は疾病予防対策事業等補助金、府支出金１９４万２千円は健康増進事業補助金でございます。

事業別区分４、集団健診事業の４５９万６千円は、夏と冬に行っている集団健診での追加項目や各種がん検診委託料などを計上しております。なお、令和７年度のとくとか

健診は、８月２４日日曜日から２６日火曜日の３日間と、２８日木曜日から３０日土曜日までの３日間の計６日を予定しております。財源内訳の府支出金１５３万８千円は健康増進事業補助金で、基本健康診査に係る委託料等に対するもので、３分の２の補助割合となっております。

１０４、１０５頁をお願いいたします。

事業別区分５、母子保健事業１千３６９万２千円は、赤ちゃん会や乳幼児健診など母子保健に係る医師や看護師等の報酬や報償費のほか、妊婦の定期健診や出産後から５歳児までの乳幼児健診に要する費用などでございます。

事業別区分６、健康マイレージ事業９４万６千円は、健康マイレージ事業「たいしくんスマイル」に係る予算を計上しております。昨年の第１１回の健康マイレージ事業では、令和５年度に比べ２５人増の１，０７８人にご参加いただきました。本年も既に１月から第１２回目の「たいしくんスマイル２０２５」をスタートしており、一人でも多くの住民の方にご参加いただき、楽しみながら健康になっていただけるよう、積極的にＰＲを行ってまいりたいと考えております。

事業別区分７、妊娠出産包括支援事業８７１万８千円は、妊娠期から１歳半までの子育て期にわたる母子保健に関する事業で、妊産婦の心身のケアや育児サポートなど、総合的な相談及び支援や乳幼児訪問に関する経費を計上しております。

１２節委託料の産前・産後サポート事業や産後ケア事業は、妊娠期から育児期まで安心して子育てできるよう支援するもので、母乳相談や乳幼児訪問のほか、デイサービスやショートステイなど、母親の心身のケアや育児サポートをするものとなっております。

１８節負担金補助及び交付金の出産・子育て応援交付金７００万円は、令和４年度から新たに始まった事業で、妊娠届出時と出産届出時にそれぞれ母親等に対し面談を行った際に、それぞれ５万円を支給する出産・子育て応援ギフトで、妊娠届出時、出産届出時、それぞれ７０人の支給を見込んでおります。財源内訳の国庫支出金７７６万７千円は妊娠出産包括支援事業補助金及び妊婦のための支援給付交付金で、府支出金１７万２千円は地域子ども・子育て支援事業交付金でございます。また、補助割合は、国庫支出金の妊娠出産包括支援事業が２分の１、妊婦のための支援給付交付金が１０分の１０、府支出金の地域子ども・子育て支援事業交付金が４分の１でございます。

事業別区分８、後期高齢者事業３９１万円は、後期高齢者医療広域連合の委託を受けて令和３年度から実施している事業で、７５歳以上の後期高齢者の方を対象に、介護予

防や生活習慣病の重症化予防といった高齢者の保健事業を介護予防と一体的に取り組む事業となっており、医療レセプトや健診データの調査分析、事業の企画を行う保健師1名と通いの場に出向いて相談指導を行う保健師等の医療専門職を雇用するもので、医療専門職に係る人件費と事業に係る予算を計上しております。財源内訳の諸収入391万円は、大阪府後期高齢者広域連合からの受託事業交付金でございます。

次に、156、157頁をお願いいたします。

9款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費の事業別区分7、預かり保育事業の67万円は、町立幼稚園の預かり保育利用者に対する給付として、子育てのための設備等利用給付費を計上しております。財源内訳の国・府支出金は子育てのための支援等利用給付費負担で、負担割合は国が2分の1、府が4分の1でございます。

事業別区分8、私立幼稚園等助成事業4千489万7千円は、認定こども園やわらぎ幼稚園の1号認定に対する施設型給付負担金や、一時預かり事業負担金などを計上しております。財源内訳の国庫支出金と府支出金は、施設型給付負担金でございます。

恐れ入りますが、6頁にお戻りいただきまして、第2表、債務負担行為でございます。

健康福祉部関係では、上から3つ目の第5次健康太子21計画策定事業、次の集団健診事業が健康福祉部が所管する事業となっており、第2表に記載のとおり、期間と限度額を定めております。

以上で健康福祉部が所管する予算の内容を終わります。よろしくお願いいたします。

○辻本委員長 ただいま、健康福祉部関係の歳入歳出につきまして説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 もう全体にかかってくるか、いろんなところにあるから聞きますけど、社会福祉協議会、本当にたくさん事業をやっていると思うんですけど、太子町から委託をしている委託料、全部で、概算でもいいんですけど幾らぐらいかかるのと、大体が人件費やったと思うんですけども、人件費として何人分ぐらいあるのか、約でいいので教えてください。

○辻本福祉介護課長 社会福祉協議会に太子町が委託をしています事業の合計なんですけれども、福祉介護課所管配当予算事務で合計しますと、重層関係やら、あと、指定管理委託料も含めですけれども、約4千万円ほどございます。更に特別会計のほうには、食の自立支援事業といったような見守り事業がございまして、これが42万5千円とな

っております。

また、課をまたぎますけれども、いきいき健康課のほうでは、こちらのほうも重層、また、ふれあい農園事業、サロン送迎委託料等ございまして、トータルで約700万円でございます。

含まれる経費は、委員おっしゃっているように人件費が多くを占めておりまして、ただいま社会福祉協議会のほうでスタッフのほう、構成をちょっと申し上げますと、プロパー、正職が局長含め6名、更に、嘱託職員のほうが、こちら、一部専門職の方がいらっしゃいますけれども10名といったようなスタッフで運営されておると聞いております。以上です。

○西田委員 足したら5千万円近いというぐらいの事業をされていて、委託していて、人も16人いて、車もよく走っているのを見かけますし、何か昔、社協の場所は住民さんが何かたくさん行っているというイメージ、サロンというイメージやったんやけれども、本当に事業をたくさんされていて、どこで言ったんやろう、補正で言ったのか、どこかで言ったと思うんですけど、本当に効率的なことを考えてきたらもうちょっと近くに寄ってきてほしいなと思うし、大体もう建って随分年数がたつと思うんですけど、外装をいらったこともありますよね。それで、お風呂をいらったこともありますよね。そういうのは、これも公共施設管理計画の中に入っているのかな。どうやっていくかというのも、これも年次計画とかがあるんですか。

○辻本福祉介護課長 施設の将来的な計画でございますが、公共施設管理計画の特に個別施設計画の中に、建物ごとのそれぞれの計画、個票的な感じで、こちらのほうはホームページ等でもご覧いただけますのでご覧いただきたいと思います。その中では、総務財政課のほうからひょっとしたらご説明あったかもわかりませんが、基本的には、現存する建物施設、今までもそうですけれども、を修繕しながら長寿命化を図って維持管理し続けるというような内容の計画になっております。ですので、例えば建て替えであったり集約化であったりとかいう部分につきましては、現行の計画に具体的に記載されているわけではございませんので、またそういった需要、必要性等を踏まえまして、公共施設の適正化の配置というところで今後検討されると考えております。

○西田委員 まちづくりの在り方にも関わってくると思いますし、何せ社協があの山の上にあるということが、公共交通、バスを走らせる上でも少しルートを工夫せなあかんようになっていきますので、いろんなことを点になるのを線にして面にしてみたいな

ことおっしゃっている中の1つとして、もう少し、集約化がどこまで行けるかも分かりませんが、住民さんにとって使いやすい社協として、これだけ発展していますし、良くなっていったらいいなと思いますので、よろしくお願いします。

○辻本委員長 ほかにございますか。

○斧田委員 75頁なんですけれども、地域福祉コーディネーターという専門職という形の名前があるんですけれども、どのような内容でやられているか教えていただけたら。

○辻本福祉介護課長 こちらの事業につきましては、福祉介護課の中に会計年度任用職員、専門職ですね。現在1名来ていただいております、専門分野が社会福祉士というところで、当たっていただいている事業が相談事業になります。主に対象者ですが、障がい者であったり、あと生活困窮者といったところが多くを占めております。また、障がい区分の認定調査、そういったところにも従事していただいております、おうちのほうに訪問調査に行っていたり、また広域で行っております区分認定審査会のほう、そちらのほうに出席していただいたりと、幅広くそういった業務に従事していただいております。

また予算的には、次年度ご覧いただいている予算額ですが、報酬額のところですね、これ現在は配置1名、会計年度任用職員さんですが、いかんせんちょっと相談業務等々がかなり増えてきておまして、また分野につきましてもかなり専門的な知識を要するような相談事がかなり多くなっておりますので、そういったことを踏まえまして1名増の要求額となっておりますが、こちらの配置につきましては当然今のところございません。

以上です。

○斧田委員 説明ありがとうございます。この地域福祉コーディネーター、先ほども言われたんですけれども、窓口で多様な役割をやってもらっているんですけど、先ほど説明のありました重層的な支援体制というふうなところへのつなぎというか、そういうふうなところでの働きもあるんでしょうか。

○辻本福祉介護課長 事業名としては重層という名前はないと思いますが、実際やられている業務柄、重層的な支援体制の中に当然含まれておりますので、例えば社会福祉協議会であったり、また、町内の他機関、障がい関係の施設であったりとか、あと、大阪府とも当然会議等々でも連携しながら当たっていただいておりますので、重層に含まれると考えていただいて結構でございます。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。そういうふうな職員というんですか、会計年度職員の方になっているみたいですが、正職化というんですか、できるだけ仕事というか、住民さんのそういういろんな意味での福祉を守っていくためには、正職化というふうなものもまた今後目指していかれたらいいかなと思います。

引き続き、すみません。それでは、続いて79頁のほうなんですけれども、障がい者のほうの介護給付と訓練等給付についての質問です。先ほどの予算常任委員会というか、令和6年度の補正予算のところでもかなり増額されるような形で補正予算が上がってまして、こちらの当初予算でも当然前年度よりは上がってくるということなんですけれども。こちらについてなんですけれども、上がっている要因として、対象者数が増えてきているのか、それとも、やはりこういうサービスを使っていく回数というんですか、そういうふうなものが増えてきているのか、何かそういう原因が分かるものがあれば説明のほうをお願いしたいと思います。

○辻本福祉介護課長 こういった扶助費の総額に対する要因というのは様々な要因があると考えております。1つ客観的な数字だけで申し上げますと、まず町内の障がい者の状況なんですけど、身体障がい者のほうは若干ですが減少といいますか、減って、そう増えてはおらないんですが、精神に障がいを持たれている方のほうがちょっと増加傾向にあるというようなところがございます。そういったところも1つちょっと扶助費の増加につながっている可能性はもちろんございますが、あとこの制度のほう、報酬ですね、介護も報酬はありますし、医療も報酬はありますけれども、報酬改定を受けまして単価が単純に上がっているんで、同じだけのサービスを今まで使っていても扶助費としてはかさんでくるといったような状況ももちろんございますし、あとは障がい者施設関係が、ちょっと一昔前に比べますと、例えばグループホームであったりとかという部分もございますが、ちょっと増えているのかな、利用しやすくなっているのかなというような、利用者にとっては環境の改善が進んでいるといったようなところも、こういった伸びのほうに現れていると考えております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。ちなみに、町内のほうの事業者というんですか、動向というか、増えてきているのかどうなのか、分かったら教えていただけたらと思います。

○辻本福祉介護課長　今ちょっとずばり事業所数を書いた資料が手元にございませんが、実感としましては若干増えてきておると、町内のみならず近隣の施設、当然太子町に住みながら例えば隣の河南町の施設であったり羽曳野の施設もご利用いただけますので、そういった近隣、面を見て南河内全体見ても、そういった事業所のほう、結構増えてきているなという実感を持っております。

以上です。

○斧田委員　ありがとうございます。続いて、ちょっと放課後児童会のことで聞きたいんですけれども、ページでいうと90頁になるのか、先ほどの説明の中で、磯長小学校のほう、児童会が4クラス、山田で1クラスという説明があったんですけれども、中々介助の必要な児童さんというんですかね、も出てきたりして、それに対するような、その職員でクラスで何人とかという要因以外で加配的なそういうふうな介助員さんみたいな方もいらっしゃるのでしょうか。教えていただけたら。

○胡麻子育て支援課長　放課後児童会において、障がいのある子どもさんを受け入れ、その対応をどうされているかということでお答えさせていただきますが、今のところ、身体ないしは知的な障がいということで加配をして受け入れるということはしておりません。

ただ、その特性のある子どもさんというのも、もちろん保護者の方はお仕事等をされていますので、放課後児童会のご利用をされています。今回、磯長児童会のほうで、今までクラスそれぞれに月額指導員というのを1名ずつ配置したかったんですけれども、中々指導員の確保ができなかったんですが、今回、各クラスへ1人ずつ配置のほうができるようになりまして、予算のほうも増額させていただいております。それによって、各クラス2から3名の指導員数で見えておりましたけれども、それが大体3から4名で見えていくことができるかなというふうに考えております。

以上です。

○斧田委員　ありがとうございます。中々学校と家庭の間のつなぐ場所という位置づけの中で、子どもたちが生活する場面でやはりちゃんと見守っていただける指導者の配置というのは必要なことで、ちょっと安心させていただきました。ありがとうございます。一応私のほうから以上で。

○辻本委員長　ほかにございせんか。

○村井委員　この予算書というか、この施政方針の中に出てくる子ども家庭センターを設

置いてまいりますというところのことで、こども家庭庁が全国でそういう取組を実施していこうということですが、予算書ではこれはどの部分に出てくるのか教えていただけないか。

○胡麻子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、子ども家庭センターについては従前から早期の設置ということでお示しさせていただいているところではあります。今、子育て支援課ないしいきいき健康課、教育委員会という3課でそれぞれの機能を連携させてということで、妊娠期から18歳もしくはヤングケアラー対策として40歳までということでの各種相談や支援、啓発というところのコーディネートをすることにはなっていますので、その調整を今図っておるところです。

また、機能設置ということではあるんですけれども、その場所や人員体制等の調整が今のところ進めている段階でありまして、住民さんにより分かりやすく啓発するための場所等も考えて進めておりますので、今後、7年に入りまして補正予算での対応ということを考えております。

以上です。

○村井委員 今、当初予算案には出てこないんですけど、補正予算で対応していくという、調整した上でということ。ただ、やっぱり町長の施政方針の中に文言が出てきている以上は、やっぱり7年度中に何らかの動きは取っていただいと、施政方針は何やったのか、この予算書は何やねんと根本的なところの話にもなってくるかと思うのでね。最初ずっとこれ、探していても、あれ、これ、どこに出てくるんやみたいな話のところ。逆に言ったら、予算書にないことをやっているのかみたいな話にもなりかねるので、ちょっとその辺も、今その調整が必要であったら調整を急いでいただいて、町長の方針のとおり実施していくということを明確にやっていただきますようお願いしておきます。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 79頁にあるのを聞きますね。1個、これ、いつまでやったかというのを教えてください。地域密着型介護老人福祉施設整備助成金、もうそろそろ終わりかなと思うけど、あと1年、2年ぐらいかな。

○辻本福祉介護課長 こちらの助成金につきましては、平成28年度からスタートしております。ちょうど10年目に当たります次年度、令和7年度で終了ということになっております。

○西田委員 その次の緊急通報装置賃借委託料とあるんですが、これ、独り暮らしの人とかが緊急に通報するときのやつで、割に使っている人はいい施策でありがとうと言っているんやけど、どうもなんか啓発が足らんような気がするんですが、これは知人ぞ知るものなのか、そのあたり、言っているけど中々広報のちっちゃいところであつたら見られへんのか、どういうふうに集めているのか教えてください。

○辻本福祉介護課長 緊急通報装置につきましては、現在、直近で数字ですけれども、51件ご利用がございます。こちらのほう、当然新規の申込みも結構ございまして、入れ替わり、入れ替わりといったようなところでございます。

また、こういう制度がありますよ、こういう装置がありますよという周知なんです、ちょっとご指摘のとおり若干、全体的に周知していると言われるとちょっと周知不足の感も否めないところでございます。実際には訪問されている例えばふれんど訪問とかいう看護師さんであつたりとか、うちの相談員さんであつたりとか、また、社協のほうも地域を回っていますので、そういったところでちょっとつけておいたほうがいいのではないかなというふうなおうち、世帯を見つけたら利用を進めているというのがちょっと実態でございますので、かといって、幅広くご利用をいただこうという部分につきましては、当然町として進めていくべきところなので、ちょっと後出しになりますけれども、広報たいしの4月号にこういう制度を周知、再度ちょっと載せる予定でおりますので、広報たいし4月号をまたご覧いただきたいと思います。

○西田委員 ありがとうございます。それを見て私も私もと言って増えたら、ちゃんと補正でやってくれるのかな。この上限ここで、今年はこれで終わりますとは言わないですか。

○辻本福祉介護課長 事業課としましては、当然予算のほう、補正するなり流用するなりということで考えておりますが、そこは財政担当課とちょっとご相談させていただいてということになるかと思います。

○西田委員 ありがとうございます。その下の高齢者補聴器購入費助成金、ありがとうございます。議会も国に意見書を上げて、本来であつたら町がやるよりも国がやってくれたらいいんですけれども、ありがとうございます。これの中身、ちょっと教えてください。何人分とか、どういう制度になっているか。

○辻本福祉介護課長 高齢者の補聴器の制度の内容でございますが、こちら、既にご承知のとおり、全国的に、また府内でも導入される自治体が増えております。ちなみに大阪

府内の状況は15市町ですかね、現在導入しているということですが、内容につきましては、若干自治体によって補助額であったり対象であったり条件が異なっております。

本予算で太子町が予定しております事業の内容をちょっと簡単に申し上げさせていただきますと、まず対象のほうは65歳以上の方で、かつ住民税非課税の方ですね、こちら、対象としております。また身体障害者手帳を、聴覚障がいに係るものを所持していない者ということで、こちら、逆に聴覚障がい、手帳を持たれている方は障がいのほうで制度がございますので、そちらを優先的に利用していただくという意味ですけども、あとはこちら、ご利用にあたりましては、一定耳鼻咽喉科の医師の意見書が必要になってまいりますので、そういったものを条件で持って、助成額のほうですけれども、補聴器、片耳になりますけれども、上限を4万円としております。ですので、例えば5万円の補聴器を購入されますと、4万円で、本人負担1万円というようなことになってまいります。

あとは、これ何回でも使用できるのかとかいったようなところも疑問もあるかと思いますが、予算を議決いただきましたら速やかに要綱のほうを制定してまいります。この補聴器自体が耐用年数のほうが一応5年というようなことで設けられておる器具でございます。ですので、ちょっとこの制度を利用してどれぐらいの反響があるのかといったようなところも見ながら、次のまた5年たつあたりのところで要綱を改正するとか、また補聴器ですので故障も考えられますので、故障したときの修理代についてとかいったようなところも、今後ご利用状況をちょっと見ながら、また必要であれば要綱等の改正を行ってまいりたいと考えております。

○西田委員　ありがとうございます。金額でいったら4万円って割にいいほうかなと思うんです。非課税というくくりがあったりとかなので、中身はより良くなるようにしていただけたらと思いますので。ありがとうございます。

ちょっと変わって、83頁、子どもの医療費助成。先ほどの補聴器やった15市町がやっていますと言ったけど、子どもの医療費助成、18歳までは、もう府内はほとんどそうになっていますけれども、子どもの医療費助成ではなく無償化、これは公約でも掲げていたかなと思うんですけど、府内トップの子ども医療費無償化になってほしかったんですが、今年度から高槻市が踏み込みました。千早赤阪村も公約を上げていて、その計画で動いていたけど、システム変更が重なって、ちょっと載せられへんから待ってねみたいなのになっているらしいんですけれども、太子町でもその方向で考えているんで

したら。

ところで、18歳まで無償化したら幾らになるか計算していますでしょうか。

○辻野保険医療課長 子ども医療で病院にかかったときに、3割負担もしくは2割負担なんですけれども、その自己負担の一部を補助させていただきまして、1日500円で行けるようにさせていただいております。その一部負担500円、500円未満のときもあるんですけれども、その積み上げ額で1年間で876万円ぐらいが必要になってくるかと考えております。

○西田委員 それだけが要ると。でも、子育て支援に頑張る太子町として、ぜひ頑張って一日も早く公約実現、医療費無料にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、マイナ保険証。マイナ保険証、使い勝手が悪いというのは、もうよく聞いているし、ニュースでも返納者が増えているということなんですけれども、それも何回か取り上げましたが、今のところ太子町で取得した方、そうやって報道とかを聞いて返納した方、返納するときに何か声を言っていたら、こんなやから使われへんねんみたいなことがあったら教えてください。

○辻野保険医療課長 マイナンバーカードの保険証との連携の数でございしますが、国民健康保険のほうでは、少し前、12月末の時期になりますが、2千418名中1千677名が連携いただいております。そのうち返納されていらっしゃいますのが1名でございします。続きまして、後期高齢者のほうですけれども、こちらも12月末の状況になりますが、被保険者が2千278名で、登録者数が1千642名でございします。こちらのほうの返された方でございしますが、3名いらっしゃいます。特に返された方から意見というのは聞いてはおりません。

以上でございします。

○西田委員 マイナンバーカードが普及したのがもう5年たつのか、今年はみんな替える時期になっているのかな、すごく混乱するみたいにも聞いていますので、それで保険証とひもづけしたところでは、中々顔認証されへんとか、もうその度に番号を忘れたとかあるみたいで、医療機関も困っているみたいなので、それでも返す返さへん、作る作れへんは任意ですので、やめなさいという話はならないと思いますけれども、返納できますよという広報はまた出していただけたらと思いますので、折に触れてそうしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

病院のことで、近大、もうそろそろ決まってきたかなと思うんですけれども、近大病院移転がもう決まっているのであったらいつで、何か残った今の大阪狭山、リハビリの病院になるみたいなことも聞いているけれども、そういうこととか、大体二次救急がなくなったらどうするんやということで、今分かっていることがありましたら教えてください。

○田村いきいき健康課長 近畿大学病院移転の件につきましては、近畿大学病院のホームページにも掲載されていますが、令和7年11月予定となっております。

また、現病院の跡地につきましては、こちらホームページに掲載されると思いますが、医療法人のほうで回復期リハビリ病床を有する病院が、入院に特化した病院、外来機能はなく地域の医療機関からの紹介受入れで対応する病院になると聞いております。

また、二次救急の件なんですが、二次医療圏のことかなと思うんですが、今まで近畿大学病院につきましては、南河内圏域二次医療圏の基幹病院として役割・機能を果たしていただいております。こちらに関しましても、二次医療圏域の会議等でも堺市に二次医療圏が変わっても維持していくということを確認しております。また、第8次大阪府医療計画におきましても、平成26年、平成30年に大阪府、近畿大学と関係地元市、大阪狭山市になりますが、締結した協定書におきまして、移転後についても引き続き南河内医療圏における基幹病院としての役割を確実に果たすことと記載されております。

今後も、二次医療圏域市町村、病院、大阪府と検討、要望等を行っていききたいと思います。

以上です。

○西田委員 今までと変わらず受け入れてくれたらいいんです。松原市が市民病院がなくなるときに、あそこ、小児科がしっかりしていたんやけれども、なくなったら大丈夫です、引き受けますからと、あれは徳洲会かな、言っていたんですけど、やっぱりそうはなれへんで、近隣といたら八尾市とかに行ったとき、八尾市のほうはやっぱり困られる。自分とこの子どもたち、そういうくくったらあかんけれども、そしたらやっぱり自分とこの市のほうを優先するではないですか。堺市に持って行って、堺市、あれだけ多いですし、広いですし、そういうことにならないように、ちゃんと二次でくるのであったら同じように扱ってもらおうようにというのは、声を上げれるのかちょっと分かりづらいんですが、よろしくお願いします。

では、最後もう一つだけ。ちょっと分かれて出ているからあれなんですけれども、お

子さんのことで一時預かり利用支援事業補助金、これが前の年からかな、ついて、今回病児保育事業補助金がついて、何かやっぱり思うのだけど、そんなことないのか、ここに当たる方が女性の方が当たるようになってやっぱり一気に前に前に進んだと思うんです。本当に努力されて、ありがとうございます。

一時預かりのほうは近隣のところで補助金を出すというのが分かっているんですけど、この病児保育のほう、中身、どのようになっているのかちょっと教えてください。

○胡麻子育て支援課長 今回予算に上げております病児保育の内訳にはなりますが、従前から松の木保育園が実施しております保育園に通っておられる園児さんを対象にした体調不良型の病児保育と、7年度から開始します幼児保育ですね、2種類があります。7年度から開始しますものは、香芝市にあります小児科、かわしまクリニックに委託をして、香芝市を中心とした奈良県の市町10団体と太子町とで11団体で利用協定を結び、医療機関との契約を交わすというものになっております。

太子町がというのは、団体の中に入れていただいたというようなところではあるんですけれども、住民の皆様にとっては、この11の市町を隔たりなく利用することができるということになります。1日9人の定員で、アプリによる予約となっております、8時30分から5時半まで預けて2千円でご利用していただけるというようなサービスになっております。

1人に係る費用としましては、利用者負担を除いた約1万6千760円、これ、約になるんですけれども、で計算してまして、掛ける100人分の予算を計上させていただいております。この町の負担については、この1万6千760円から施設の協力費というものを300円引きました1万6千460円の3分の1、約5千500円、これが町の負担分、プラス、先ほど引きました施設協力費を300円足し戻して5千800円が町の負担分となります。ですので、100人分ですから58万円ほどの予算となります。残りは国・府の補助金申請をして歳入が入ってくるということになっております。およそ1年間病院に支払う総額を香芝市のほうで利用者人数で割りまして、その分を太子町のほうが負担するというような形で、利用者案分という形になっております。

以上です。

○西田委員 ありがとうございます。もっとたくさん町内にあったらいいやろうし、この近辺、大阪にあったらいいやろうけれども、一つひとつ前に進めていただけたらと思いますので。ありがとうございます。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○中村副委員長 带状疱疹の予防のことが出ていたと思うんですけども、実際にいつぐらいから始まるかということと、費用的にどんなものかということと、町内のほうに対してのアナウンスはいつ頃になるのか、この3つ、ちょっとお聞かせください。

○田村いきいき健康課長 带状疱疹予防接種についてですが、令和7年4月より予防接種法に基づく定期接種B類疾病の対象になりましたので、4月より実施を行っていきます。対象者につきましては、令和7年度の65歳到達者の方と、経過措置として節目の70から100歳までの到達者、また、7年度の経過措置としましては100歳以上の方が全て定期接種化されます。あと、60から64歳の一定の障がいを持つ方も定期接種で受けることができます。

自己負担額なんですけど、現在ちょっと最終段階で医師会とまだ協議中でして、4月から開始になりますので3月中には決定になります。今およその自己負担額で試算しているところです。

周知につきましては、自己負担額が決定次第、ホームページやLINE等で周知を行っていききたいと思います。4月広報には開始についての案内は掲載予定にしていまして、もし自己負担額が校正の段階で決まれば、ちょっと入れさせてもらおうかなと思っております。

年度での接種ということで、例えば3月生まれの方は、お誕生日が来たら打つと、次、2回打つ方は打てなくなってしまうので、年度の周知ということで分かりにくいことが予想されますので、個別に接種勧奨通知は送付予定にしております。

以上です。

○中村副委員長 病院というか、何科での接種になりますか。

○田村いきいき健康課長 インフルエンザと同様に、富田林医師会管内の医療機関にアンケートのほうを出していますので、内科でも整形外科の先生でも、その医療機関が実施しますという医療機関であれば受けれるような形になっております。

○中村副委員長 実は私、今、12月にやったんですけども、実際に分からなくて、目の周りにできたものだから眼科へ行ったら、うちでは対処できませんと、うちでは打てませんと、分かっているとも言えないということで皮膚科へ回されたんですけども、皮膚科では受け入れますということで、一応その接種はなかったんですけども、薬7日分、しっかりと飲まない駄目だということで、一応収まったんですけども。

今後、もう65歳から上については、一般的には体の肩ぐらいまでが若い方が出るんですけれども、65を超えた方というのはもう頭のとっぺんまで出るということがあるということなので、非常にお年寄りに関しては厄介な病気だなと思っておりますので、ちょっと詳しく教えていただきたいと思っていましたので、ありがとうございました。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 1個だけ。これ、明日にも続くので、ここでちょっと声だけ聞こうと思うのが、この間介護保険の委員で初めて入って話を聞いていたら、訪問介護が全国でなくなるということで、困っていることはないですかと施設の方に聞いたら、そういうのをここでなくなるということでは聞いてないけど、人がつかまれへんということで困っていることの1つに、ごみ出し、何とかありませんかと。朝の7時からというのは何とかありませんかと。もうお昼に来てくれたら何かの仕事の中に入れれるんやろうね。そういう話もあったんやけれども、私、そんなことあるんやと思って、時間でそういうのが変わるんやって、ごみ出し、高齢者の人は出しにくかったらそういう制度をつくったらと思ったけど、介護の中でも使えるし、時間がとか言っていたんやけど、そういった声は届いたりしていますか。

○辻本福祉介護課長 高齢者のごみ出し問題だと思います。この問題につきましては、以前からあるにはあったと思います。直接ごみ事業担当課にご相談、お話に行くケースもあるかと思いますが、私のところ、主に高齢者であったり障がい者であったりといったような対象者、主にお仕事をしておりますが、高齢者、特に単身の高齢者、最近増えてきております。また、高齢者のみ世帯ですね。お二人いますけどお二人とも高齢者といったような世帯も増えてきております。そんな中で、ごみ出しに困っているという声は非常によく聞いております。

最近で申し上げますと、直接は私ちょっと出席してないんですけれども、ケアマネさんのケアマネ会議というのが定期的に行われておりまして、事業所からケアマネさんらが来て、最近ちょっと問題になっていることとかいうのも当然その中で話し合われるんですが、サービスを組むにあたりまして、ごみ出しをヘルパーさんにちょっとお願いしたいところではあるんですが、そもそもちょっとヘルパーさんのほうも不足しております。更に、今ちょっとおっしゃったように、ごみ出し時間が山田のほうでしたら7時ですかね、早いとこで、7時とかいう時間で、かなり早いという部分で非常に困っておられるという声が出ておりました。

また、福祉センターで、ちょっとこれも不定期ですけどもやっております協議体、S A S A E 愛という協議体があるんですけども、そういったところに集まられている方、中には寿喜菜の会の方とかもいらっしゃいますし、ほかにも大勢いらっしゃるんですが、そこからも先日の会議の中でごみ出しに困っているということで、寿喜菜の会もそういった高齢者のごみ出し、お手伝いしますよというサービスをやっておられるんですけども、当初から、ただ、現在、もう今寿喜菜の会自体がちょっとスタッフ不足ということもございまして、とてもそこまで手が回らないというようなことで、何とかならないものかというようなことで問題提起されておったような状況もございました。

ですので、高齢者、主にですけども、ごみ出し問題につきましては、今、町内のごみステーションまで、ごみ集積所まで、ある程度の世帯分を集めてまとめて出すというやり方がちょっと、ずっとこのやり方で来ていますけれども、今の高齢者世帯が増えてきている状況の中で、ひょっとしたらちょっと見直すべき時期に差しかかっているのかもしれないというのは、これ、町民さんのご意見でもありましたし、そういった状況でございます。

○西田委員 ありがとうございます。それ、明日の宿題にしようと思います。ありがとうございます。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 私は、これ、明日の宿題ではなくて、午前中に聞かなあかんかった。先ほど聞かなあかんかった。あえてこの健康福祉部のところで聞くのが、前から言っています福祉部署の執務のレイアウト、窓口のレイアウト、配置ですね。先ほどご答弁の中にもありましたけど、相談件数が増えている。私も見たときには、窓口のところに住民さん、ご家族の方がいて、ちょっと混乱ぎみやなみたいだね。その横で子どもたちがいてみたいな。前から言っていますように、あそこが太子町役場庁舎の中での窓口の複合的な窓口で1個どんとあるのですね。ちょっと特殊性があるといったところの認識のもとに、前のご答弁いただいていたら、空きスペースをうまく活用して具体的な検討にしていますみたいなご答弁あったんですけど、現時点、この年度当初予算の中で何か具体的な案があるのか、時期があるのか、また、どういうことになっているのか、ちょっと教えていただけないか。

○木村健康福祉部長 健康福祉部の執務室のことについては、以前から問題であるというふうには認識のほうをしております。先ほど委員がおっしゃられました子ども家庭セン

ターの予算計上の話にあったかと思うんですけども、そちらをする際に、健康福祉部の所管しております改善のほうですね、レイアウトのほうも含めて、今一緒に併せて検討のほうをさせていただいておりますので、一定協議のほうが整いましたら、子ども家庭センターのほうの予算と一緒にまたお示しできるかと思います。

以上です。

○村井委員 これは午前中の、正直職員の定数のところとかの話とか、職場の環境改善、待遇のところも福利厚生のところも含めて、前から私、この福祉部署だけではなくて、自席で昼食を取られている職員さんを多く見かけるんですよ。本当にこれ、それで休憩時間の休まっていることがあるのかなみたいなのところもありますしね。特に前から言っているのが福祉部局のあそこの狭いところに机がもういて人がいて、正直もう職員さんが誰が誰か分からんようなところ、そこにましてや窓口の特殊性、あそこに来たら、どの課ですか、包括ですかみたいなね。その作業が一手間入るといふようなところの特殊性といったところから考えたら、ちょっと早めにやって、本当に働きやすい環境づくりといったところと、それで住民さんのご要望、悩み事にタイムリーに迅速に対応していけるような組織とね。まずそういうところが大事やと思いますので、総務部長もまた一緒になって考えてみてください。お願いしておきます。

以上です。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようですので、健康福祉部関係について質疑を終わります。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

なお、次回、明日6日木曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

これにて委員会を散会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。

午後 4時52分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 辻 本 博 之